

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）

改正案	現行
（定義） 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一〇九（略） 十 公開買付け 法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。 十一〇十八（略） 十九 対質問回答報告書 法第二十七条の十第十一項に規定する対質問回答報告書をいう。 二〇一二十六（略） （株券等に含まない有価証券） 第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。 一 議決権のない株式（令第六条第一項に規定する議決権のない株式をいう。）であつて、当該株式の取得と引換えに議決権のある株式を交付する旨の定款の定めのない株式に係る株券 二・三（略）	（定義） 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一〇九（略） （新設） 十一〇十七（略） （新設） 十八一二十四（略） （株券等に含まない有価証券） 第二条 令第六条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券とする。 一 議決権のない株式（令第六条第一項に規定する議決権のない株式をいう。第八条第一項第二号において同じ。）であつて、議決権のある他の種類の株式に転換することができないものに係る株券 二・三（略）

（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

第二条の三 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令で定める場合は、特定買付け等（令第六条の二第一項第四号に規定する特定買付け等をいう。以下同じ。）を行う日以前一年間継続して当該特定買付け等を行う法人等に対してその総株主の議決権（令第四条の七第一項第一号に規定する総株主の議決権をいう。以下同じ。）の数の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を所有する関係にある場合以外の場合とする。

（関係法人等）

第二条の四 令第六条の二第一項第六号に規定する親法人等その他の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 親法人等（令第六条の二第一項第五号に規定する親法人等をいう。次号及び第四号において同じ。）

二 親法人等が他の法人等（法人その他の団体をいう。以下この項において同じ。）に対して特別支配関係（令第六条の二第一項第五号に規定する特別支配関係をいう。以下この項において同じ。）を有する場合における当該他の法人等

三 前号に掲げる者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

四 親法人等に対して特別支配関係を有する法人等

五 前号に掲げる者に対して特別支配関係を有する法人等

（新設）

（新設）

六 第四号に掲げる者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

七 特定買付け等を行う者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

八 前号に掲げる者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

九 前号に掲げる者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

2 令第六条の二第一項第六号に規定する内閣府令で定める者は、特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項各号に掲げる者に該当していた者以外の者とする。

(株券等の所有者が少数である場合)

第二条の五 令第六条の二第一項第七号に規定する株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合は、当該株券等の所有者が二十五名未満である場合とする。

2 令第六条の二第一項第七号に規定するすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 特定買付け等の後における当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この号において同じ。）とその他の者の特別関係者（法第二十七条の二第一項ただし書に規定する特別

(新設)

関係者をいう。)の株券等所有割合を合計した割合が三分の二以上となる場合であつて、当該特定買付け等の対象とならない株券等(以下この号において「買付け等対象外株券等」という。)があるとき 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出され、かつ、買付け等対象外株券等についてイ又はロの条件が満たされていること。

イ 特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意することにつき、当該買付け等対象外株券等に係る種類株主総会(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第十四号に規定する種類株主総会をいう。第五条第三項において同じ。)の決議が行われていること。

ロ 買付け等対象外株券等の所有者が二十五名未満である場合であつて、特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該買付け等対象外株券等のすべての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出していること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該特定買付け等の対象となる株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該特定買付け等の対象となる株券等のすべての所有者から提出された場合とする。

株券等の所有者(以下この条において「所有者」という。)は、前項第一号本文及び同号ロ又は同項第二号の規定による書面の提出

に代えて、前項の規定により書面に記載する事項（以下この項において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（第一号ロにおいて「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該所有者は、当該書面を提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 所有者の使用に係る電子計算機と特定買付け等を行う者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 所有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて特定買付け等を行う者の閲覧に供し、当該特定買付け等を行う者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、所有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、所有者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第三項の「電子情報処理組織」とは、所有者の使用に係る電子計算機と、特定買付け等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(適用除外となる買付け等)

第二条の六 令第六条の二第一項第十三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株券等の発行者の役員(令第六条の二第一項第十三号に規定する役員をいう。以下同じ。)又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券の買付け等を行う場合(当該発行者が会社法第百五十六条第一項(同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七条第十号において同じ。)の規定に基づき買付け等を行った株券以外の株券の買付け等を行うときは、証券会社に委託して行う場合に限る。)であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの抛出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

二 株券等の発行者の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該発行者の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該発行者の株券の買付け等の指図を行う場合であつて、当該買付け等の指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づ

(新設)

かず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

（特別関係者で除外される者等）

第三条 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行う日以前一年間継続して同条第七項第一号に規定する関係にある者とする。

2 法第二十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、その者（第一号において「小規模所有者」という。）の所有（令第七条第一項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては第八条第三項及び第四項に規定する方法により換算した株式に係る議決権の数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。

一 内国法人の発行する株券等 総株主の議決権の千分の一に相当する数（買付け等を行う者の他の特別関係者（法第二十七条の二第七項第一号に規定する者に限る。）の所有に係る株券等に係る議決権の数のうち小規模所有者の所有に係る株券等に係る議決権の数以下であるものを合計した数が総株主の議決権の千分の九に相当する数を超える場合にあつては、総株主の議決権の百分の一

（特別関係者で除外される者等）

第三条 （新設）

法第二十七条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める者は、その者の所有（令第七条第三項に定める場合を含む。以下同じ。）に係る当該株券等に係る議決権の数（株券については第八条第一項及び第二項に規定する方法により計算した株式に係る議決権の数を、その他のものについては第八条第三項及び第四項に規定する方法により換算した株式に係る議決権の数をいう。以下同じ。）が、次に掲げる株券等の区分に従い当該各号に定める数以下である者とする。

一 内国会社の発行する株券等 二十個

に相当する数から当該合計した数を控除した数（控除してなお控除しきれない数がある場合には、当該控除しきれない数はないものとする。））

二 外国法人の発行する株券等 総株主の議決権の百分の一に相当する数

3| 令第六條の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行った日以前一年間継続して法第二十七條の二第七項第一号に規定する関係にあった者とする。

（削る）

（株券等の所有に準ずるもの）

第四條 令第七條第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、第二條の二に規定する社債券を取得している場合とする。

（削る）

二 外国法人の発行する株券等 総株主の議決権（法第三十二條第五項に規定する議決権をいう。）の百分の一に相当する数

2| 令第七條第四項に規定する内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行った日以前一年間継続して法第二十七條の二第七項第一号に規定する関係にあった者とする。

3| 法第二十七條の二第一項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、株券等の買付け等を行う者と、株券等の買付け等を行う日以前一年間継続して同条第七項第一号に規定する関係にある者とする。

（株券等の所有に準ずるもの）

第三條の二 令第七條第三項第六号に規定するものは、第二條の二に規定する社債券の取得とする。

（特別支配関係にある法人等から除かれるもの）

第三條の二の二 令第七條第五項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定買付け等（令第七條第五項第一号に規定する特定買付け等をいう。次条及び第三條の二の四第二項において同じ。）を行う日以前一年間継続して令第七條第五項第二号に掲げる者に該当していた者以外の者とする。

(削る)

(関係法人等)

第三条の二三 令第七条第五項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 親法人等（令第七条第五項第二号に規定する親法人等をいう。第四号において同じ。）

二 令第七条第五項第二号に掲げる者

三 前号に掲げる者が他の法人等（令第七条第五項第二号に規定する法人等をいう。以下同じ。）に対して特別支配関係（同号に規定する特別支配関係をいう。以下この条において同じ。）を有する場合における当該他の法人等

四 親法人等に対して特別支配関係を有する法人等

五 前号に掲げる者に対して特別支配関係を有する法人等

六 第四号に掲げる者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

七 特定買付け等を行う者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

八 前号に掲げる者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

九 前号に掲げる者が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等

2 令第七条第五項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、特定買付け等を行う日以前一年間継続して前項各号に掲げる者に該当し

(削る)

ていた者以外の者とする。

(株券等の所有者が少数である場合)

第三条の二の四 令第七条第五項第四号に規定する株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合は、株券等の所有者が二十五名未満である場合とする。

2 令第七条第五項第四号に規定するすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合は、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことに同意する旨を記載した書面が当該株券等のすべての所有者から提出された場合とする。

3 株券等の所有者（以下この条において「所有者」という。）は、前項の規定による書面の提出に代えて、第六項で定めるところにより、特定買付け等を行う者（以下この条において「特定買付者」という。）の承諾を得て、前項の規定により書面に記載する事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該所有者は、当該書面を提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 所有者の使用に係る電子計算機と特定買付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 所有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて特定買付者の閲覧に供し、当該特定買付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、所有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

4 前項各号に掲げる方法は、所有者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

5 第三項の「電子情報処理組織」とは、所有者の使用に係る電子計算機と、特定買付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 所有者は、第三項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該特定買付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第三項各号に規定する方法のうち所有者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た所有者は、当該特定買付者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出が

(削る)

あつたときは、当該特定買付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該特定買付者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(適用除外となる買付け等)

第四条 令第七条第五項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 株券等の発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券の買付け等を行う場合（当該発行者が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第七条第十号において同じ。）の規定に基づき買付けた株券以外の株券等を買付けるときは、証券会社に委託して行う場合に限る。）であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの抛出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

二 株券等の発行者の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該発行者の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が信託業を営む者に当該発行者の株券の買付け等の指図を行う場合であつて、当該買付け等の指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とす

る信託財産と当該発行者の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

（新設）

（株券等の取得に係る割合等の計算）

第四条の二 令第七条第三項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 取得を行う者（以下この項において「大量取得者」という。）が当該取得により新たに所有することとなる株券等（第七条各号に掲げるものを除く。）に係る議決権の数（法第二十七条の二第八項第一号に規定する議決権の数をいう。以下同じ。）

二 株券等の発行者の総株主の議決権の数に大量取得者及びその特別関係者（法第二十七条の二第八項第二号に規定する特別関係者をいう。次項第二号及び第三項において同じ。）の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数（当該発行者の総株主の議決権の数に含まれないものに限る。）を加算した数

2 令第七条第四項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うものとする。

一 特定売買等（法第二十七条の二第一項第三号に規定する特定売買等をいう。）による株券等の買付け等又は取引所有価証券市場外における株券等の買付け等（以下この号において「市場外等買付け等」という。）を行う者（次号において「市場外等買付者」

という。)が市場外等買付け等により新たに所有することとなる
当該株券等(第七条各号に掲げるものを除く。)に係る議決権の
数

二 株券等の発行者の総株主の議決権の数に市場外等買付者及びそ
の特別関係者の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議
決権の数(当該発行者の総株主の議決権の数に含まれないものに
限る。)を加算した数

3 令第七条第六項に規定する内閣府令で定めるところにより行う割
合の算定は、第一号に掲げる数を第二号に掲げる数で除して行うも
のとする。

一 法第二十七条の二第一項第五号に規定する株券等の買付け等を行
う者(次号において「買付者」という。)及びその特別関係者
が同項第五号に規定する株券等の買付け等により新たに所有する
こととなる当該株券等(第七条各号に掲げるものを除く。)に係
る議決権の数

二 株券等の発行者の総株主の議決権の数に買付者及びその特別関
係者の所有に係る当該発行者の発行する株券等に係る議決権の数
(当該発行者の総株主の議決権の数に含まれないものに限る。)を
加算した数

(買付け等の通知書の記載事項等)

第五条 (略)

2 (略)

(買付け等の通知書の記載事項等)

第五条 (略)

2 前項に掲げる事項は、第一号様式により記載しなければならない

3 令第八条第五項第三号に規定する公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。	。(新設)
一 当該株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意することにつき、当該株券等に係る種類株主総会の決議が行われている場合における当該株券等 二 当該株券等の所有者が二十五名未満である場合であつて、買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意し、その旨を記載した書面を提出している場合における当該株券等	
4 第二条の五第三項から第五項までの規定は、前項第二号の規定により提出される書面について準用する。	(新設)
5 令第八条第五項第三号の規定による買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘は、同一の公開買付けによらなければならない。	(新設)
6 令第八条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第十項で定めるところにより、あらかじめ、応募株主等に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。	3 令第八条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、公開買付者において、第七項で定めるところにより、あらかじめ、応募株主等に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得ている場合とする。
7・8 (略)	4・5 (略)
9 第七項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に係る電子計算機と、応募株主等の使用に係る電子計算機とを電気通	6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、公開買付者の使用に係る電子計算機と、応募株主等の使用に係る電子計算機とを電気通

信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10| 第六項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第七項各号に規定する方法のうち公開買付者が使用するもの
- 二 (略)

11| 第六項に規定する承諾を得た公開買付者は、当該応募株主等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該応募株主等に対し、当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該応募株主等が再び同項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

(株券等の所有割合の計算)

第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

- 一 株券等の買付け等を行う者にあつては、その者の所有に係る当該株券等（次条に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総株主の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主の議決権の数に含まれるものを除く。以下この号において同じ。）及びその者の特別関係者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数を加算した数で除す方法

信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7| 第三項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第四項各号に規定する方法のうち公開買付者が使用するもの
- 二 (略)

8| 第三項に規定する承諾を得た公開買付者は、当該応募株主等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該応募株主等に対し、当該通知書に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該応募株主等が再び同項に規定する承諾をした場合は、この限りでない。

(株券等の所有割合の計算)

第六条 法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合は、次に掲げる方法で計算することとする。

- 一 株券等の買付け等を行う者にあつては、買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等（次条に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る議決権の数を、当該株券等の発行者の総議決権の数（令第七条第五項第一号に規定する総議決権の数をいう。次号において同じ。）に当該買付け等の後におけるその者の所有に係る当該株券等（株券及び令第九条の二に定める有価証券を除く。）に係る議決権の数及びその者の特別関係者の所有に係る当該株券等（株券及び令第九条の二に定める有価証券を

二 特別関係者（法第二十七条の二第七項第二号に掲げる者で当該発行者の発行する株券等の買付け等を行うものを除く。）にあつては、その者の所有に係る当該株券等に係る議決権の数を、当該発行者の総株主の議決権の数にその者の所有に係る令第九条の二各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主の議決権の数に含まれるものを除く。）及び当該買付け等を行う者の所有に係る同条各号に掲げる有価証券に係る議決権の数（当該発行者の総株主の議決権の数に含まれるものを除く。）を加算した数で除す方法

（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するものの）

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一 信託業を営む者が信託財産として所有する株券等（その者が令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

二〇九 （略）

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回

除く。）に係る議決権の数を加算した数で除す方法

二 特別関係者（法第二十七条の二第七項第二号に掲げる者で当該発行者の発行する株券等の買付け等を行うものを除く。）にあつては、その者の所有に係る当該株券等に係る議決権の数を、当該発行者の総議決権の数にその者の所有に係る当該株券等（株券及び令第九条の二に定める有価証券を除く。）に係る議決権の数及び当該買付け等の後における当該買付け等を行う者の所有に係る当該株券等（株券及び令第九条の二に定める有価証券を除く。）に係る議決権の数を加算した数で除す方法

（所有の態様その他の事情を勘案し所有する株券等から除外するものの）

第七条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する所有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株券等とする。

一 信託業を営む者が信託財産として所有する株券等（その者が令第七条第三項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場合に限る。）

二〇九 （略）

十 発行者の役員又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回

当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。」をした場合
(当該発行者が会社法第百五十六条第一項の規定に基づき買付け
等を行った株券以外の株券等の買付け等を行ったときは、証券会
社に委託して行った場合に限る。)において当該取得をした株券
等を信託された者が所有する当該株券等(当該信託された者が当
該株券等について令第七条第一項第二号及び第三号に掲げる権限
を有しない場合に限る。)

十一 (略)

(議決権の数の計算等)

第八条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める
ところにより計算した株式に係る議決権の数は、次に掲げる株式の
区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 株式(次号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)
当該株式に係る議決権の数

二 発行者がその発行する全部若しくは一部の株式の内容として株
主が当該発行者に対して当該株式の取得を請求することができる
旨又は発行者がその発行する全部若しくは一部の株式の内容とし
て当該発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を
取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株
式(当該株式に係る株券の取得と引換えに交付される株券等に係
る議決権の数が当該株式に係る議決権の数よりも大きいものに限

当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。」をした場合
(当該発行者が会社法第百五十六条第一項の規定に基づき買付け
ていた株券以外の株券等を買付けたときは、証券会社に委託して
行った場合に限る。)において当該取得をした株券等を信託され
た者が所有する当該株券等(当該信託された者が当該株券等につ
いて令第七条第三項第二号及び第三号に掲げる権限を有しない場
合に限る。)

十一 (略)

(議決権の数の計算等)

第八条 法第二十七条の二第八項第一号に規定する内閣府令で定める
ところにより計算した次の各号に掲げる株式の種類に応じ、当該各
号に定める数は、次の各号に掲げる株式の種類に応じ、当該各号に
定める数とする。

- 一 株式(次号及び第三号に掲げるものを除く。以下この項におい
て同じ。)
- 当該株式に係る議決権の数

二 議決権のある他の種類の株式に転換することができる議決権の
ない株式(以下この号において「議決権転換株式」という。)
議決権転換株式が他の種類の株式に転換されたものとみなして計
算した転換後の種類の株式に係る議決権の数

る。） 当該交付される株券等に係る議決権の数のうち最も多い
数

(削る)

2 前項第二号により議決権の数を計算する場合において、交付され

る株券等の数が買付け等又は新規発行取得（法第二十七条の二第一
項第四号に規定する新規発行取得をいう。以下この項において同じ
。）の日後のいずれか一の日の市場価額その他の指標に基づき決定
される場合における当該交付される株券等の数は、当該買付け等又
は新規発行取得を行うとする日前二日間のいずれかの日に交付さ
れたものとみなして計算した数とする。

3・4 (略)

(公開買付開始公告の訂正公告等の方法等)

第九条の五 法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十七条の八
第十二項において準用する場合を含む。）、法第二十七条の八第八
項並びに法第二十七条の第十五項及び第六項の規定による公告（以
下この条において「公開買付開始公告の訂正公告等」という。）は
、これらの公告に係る公開買付開始公告又は期間延長請求公告（法

三 議決権のある他の種類の株式に転換することができると議決権の
ある株式（転換後の種類の株式に係る議決権の数が転換前の種類
の株式に係る議決権の数に比べて増加するものに限る。以下この
号において「議決権増加転換株式」という。） 議決権増加転換

株式が他の種類の株式に転換されたものとみなして計算した転換
後の種類の株式に係る議決権の数

2 前項第二号又は第三号により議決権の数を計算する場合において

、転換後の種類の株式の数を公開買付開始公告を行う日後のいづれ
か一の日の市場価額その他の指標を用いて計算するときは、当該転
換後の種類の株式の数は、当該公開買付開始公告を行うとする日
前二日間のいずれかの日に転換されたものとみなして計算した転換
後の種類の株式の数とする。

3・4 (略)

(公開買付開始公告の訂正公告等の方法等)

第九条の五 法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十七条の八
第十二項において準用する場合を含む。）並びに法第二十七条の八
第八項の規定による公告（以下この条において「公開買付開始公告
の訂正公告等」という。）は、これらの公告に係る公開買付開始公
告が電子公告による公告をする場合には電子公告により、日刊新聞

第二十七条の十第五項に規定する期間延長請求公告をいう。）が電子公告による公告をする場合には電子公告により、日刊新聞紙に掲載する方法により公告をする場合には当該公告を掲載した日刊新聞紙により行わなければならない。

2
5 (略)

(公開買付届出書の添付書類)

第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。

一 七 (略)

八 買付け等の価格の算定に当たり参考とした第三者による評価書、意見書その他これらに類するものがある場合には、その写し（公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であつて対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする会社その他の法人である場合に限る。）

九・十 (略)

2 (略)

(日曜日その他の日)

第十四条 法第二十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。

一 (略)

紙に掲載する方法により公告をする場合には当該公告を掲載した日刊新聞紙により行わなければならない。

2
5 (略)

(公開買付届出書の添付書類)

第十三条 法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類は、次に掲げる書類とする。

一 七 (略)

(新設)

八・九

2 (略)

(日曜日その他の日)

第十四条 法第二十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める日は、次に掲げる日とする。

一 (略)

二 行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）に規定する休日（以下「行政機関の休日」という。）のうち、日曜日及び前号に掲げる日を除く日

（有価証券届出書等が提出される公開買付けの場合の特例）
第十七条 法第二十七条の四第三項に規定する記載及び添付を省略することができるものとして内閣府令で定めるものは、買付け等の対価とする有価証券の発行者が公開買付者である場合における次に掲げるものとする。

一 第二号様式のうち「第一 公開買付け」の「9 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況」の(1)から(5)までの記載事項

二 (略)

（買付条件等の変更の公告の掲載事項）

第十九条 法第二十七条の六第一項第一号に規定する内閣府令で定める基準は、同条第二項の規定により変更される前の買付け等の価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める算式により算定した率を乗じて得た価格を下限とする方法とする。

一 株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二十一項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下同じ。）の分割

1 ÷ （当該分割前の一株又は一口に係る当該分割後の株式又は

二 行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）に規定する休日（日曜日及び前号に掲げる日を除く。）

（有価証券届出書等が提出される公開買付けの場合の特例）
第十七条 法第二十七条の四第三項に規定する記載及び添付を省略することができるものとして内閣府令で定めるものは、買付け等の対価とする有価証券の発行者が公開買付者である場合における次に掲げるものとする。

一 第二号様式のうち「第一 公開買付け」の「9 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況」の(1)から(5)までの記載事項

二 (略)

（買付条件等の変更の公告の掲載事項）

第十九条 （新設）

（略）

二 株主に対する株式又は新株予約権の割当て（新たに払込みをさせないで行うものに限る。）

$1 \div \{1 + (\text{当該割当てにより一株に対して割り当てる株式の数} (\text{新株予約権の割当ての場合にあつては、株式に換算した数}))\}$

2 法第二十七条の六第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 買付条件等を変更する旨及びその理由

四・六 （略）

（公表の方法）

第二十条 法第二十七条の六第三項、法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）
、法第二十七条の八第八項及び第十一項並びに法第二十七条の十一第二項の規定により公表を行う場合には、公表すべき内容及び事項を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。

一・三 （略）

（訂正届出書又は訂正報告書の提出）

第二十一条 （略）

法第二十七条の六第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 買付条件等を変更する旨

四・六 （略）

（公表の方法）

第二十条 法第二十七条の六第二項、法第二十七条の七第一項及び第二項（法第二十七条の八第十二項において準用する場合を含む。）
、法第二十七条の八第八項及び第十一項並びに法第二十七条の十一第二項の規定により公表を行う場合には、公表すべき内容及び事項を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開することにより行わなければならない。

一・三 （略）

（訂正届出書又は訂正報告書の提出）

第二十一条 （略）

2 対象者は、法第二十七条の十第八項又は第十二項において準用する法第二十七条の八第一項及び第二項の規定により訂正報告書提出する場合には、訂正報告書を三通作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

3 法第二十七条の八第二項（法第二十七条の十第八項又は第十二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一 公開買付届出書、意見表明報告書又は対質問回答報告書（その訂正届出書又は訂正報告書を含む。この項において「公開買付届出書等」という。）を提出した日前に発生した当該公開買付届出書等に記載すべき重要な事実で、当該公開買付届出書等を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができた状態になったこと。

二（略）

（買付け等の期間の延長を要しない訂正届出書等）

第二十二条（略）

2 法第二十七条の八第八項に規定する内閣府令で定める期間は、当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、訂正届出書を提出する日より起算して十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日までの期間とする。ただし、買付条件等のうち買付け等の期間を延長する場合であつて他の買付条件等に変更がないときは、当該延長する買付け等の期間とする。

2 対象者又はその役員は、法第二十七条の十第二項において準用する法第二十七条の八第一項及び第二項の規定により訂正報告書提出する場合には、訂正報告書を三通作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

3 法第二十七条の八第二項（法第二十七条の十第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事情は、次に掲げるものとする。

一 公開買付届出書又は意見表明報告書（その訂正届出書又は訂正報告書を含む。この項において「公開買付届出書等」という。）を提出した日前に発生した当該公開買付届出書等に記載すべき重要な事実で、当該公開買付届出書等を提出する時にはその内容を記載することができなかったものにつき、記載することができた状態になったこと。

二（略）

（買付け等の期間の延長を要しない訂正届出書等）

第二十二条（略）

2 法第二十七条の八第八項に規定する内閣府令で定める期間は、当該公開買付届出書に係る公開買付期間の末日の翌日から、訂正届出書を提出する日より起算して十日を経過した日までの期間とする。ただし、買付条件等のうち買付け等の期間を延長する場合であつて他の買付条件等に変更がないときは、当該延長する買付け等の期間とする。

(対象者の意見表明等)

第二十五条 (削る)

法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 当該意見を決定した取締役会の決議(委員会設置会社においては、会社法第四百十六條第四項の規定による取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定)又は役員会(投資信託及び投資法人に関する法律第百十二条に規定する役員会をいう。)の決議の内容

四 当該発行者の役員が所有する当該公開買付けに係る株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数

五 (略)

六 当該発行者の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当該発行者の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組

(対象者又は役員の意見表明)

第二十五条 法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定めるところにより意見を公表し又は当該発行者の株主に対し表示した場合

とは、第二十條各号に掲げる報道機関のいずれかに対して公表を行った場合又は公開買付期間中において十名を超える株主に対し当該意見を表示した場合とする。

2| 法第二十七条の十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 当該意見が取締役会の決定(委員会設置会社においては、会社法第四百十六條第四項の規定による取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定。次号において同じ。)又は役員会の決議に基づく場合には、その旨

四 当該発行者の役員(取締役会の決定又は役員会の決議に基づく場合以外の場合には当該意見を表明する役員に限る。次号において同じ。)が所有する当該公開買付けに係る株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数

五 (略)

(新設)

みを行っている場合には、その内容	七 法第二十七条の十第二項各号に掲げる事項があるときは、当該事項	2 法第二十七条の十第一項の規定により意見表明報告書を提出すべき対象者は、第四号様式により意見表明報告書を三通作成し、関東財務局長に提出しなければならない。	3 法第二十七条の十第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。	一 法第二十七条の十第二項第一号の質問に対する回答 二 前号の回答をする必要がないと認めた場合には、その旨及びその理由	4 法第二十七条の十第十一項の規定により対質問回答報告書を提出すべき公開買付者は、第八号様式により対質問回答報告書を三通作成し、関東財務局長に提出しなければならない。	(期間延長請求公告の掲載事項)	第二十五条の二 法第二十七条の十第四項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	一 対象者の名称及び所在地	二 法第二十七条の十第二項の規定により意見表明報告書に同項第二号の規定による請求をする旨の記載をした旨	三 法第二十七条の十第三項の規定による延長後の買付け等の期間が三十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）となる旨
(新設)	3 対象者又はその役員は、法第二十七条の十第一項の規定により意見表明報告書を提出する場合には、第四号様式により意見表明報告書を三通作成し、関東財務局長に提出しなければならない。	(新設)	(新設)	(新設)						

四 延長後の公開買付期間の末日

五 公開買付けに関する事項のうち次に掲げるもの

イ 公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地

ロ 買付け等を行う株券等の種類

(撤回条件から除外される場合)

第二十六条 令第十四条第一項に規定する軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げるものに係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に従い当該各号に掲げるものとする。

- 一 令第十四条第一項第一号イに掲げる事項 対象者又はその子会社が株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。）となるものであつて、当該株式交換により株式交換完全子会社（同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。）となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者又はその子会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの

二 (略)

- 三 令第十四条第一項第一号ニに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること

イ (略)

ロ 発行済株式、投資口若しくは持分の全部を所有する子会社又は子法人（投資信託及び投資法人に関する法律第七十七条の二

(撤回条件から除外される場合)

第二十六条 令第十四条第一項に規定する軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に従い当該各号に掲げるものとする。

- 一 令第十四条第一項第一号イに掲げる事項 対象者が株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。）となるものであつて、当該株式交換により株式交換完全子会社（同法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。）となる会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの

二 (略)

- 三 令第十四条第一項第一号ニに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること

イ (略)

ロ 発行済株式、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二十一項に規定する

第一項に規定する子法人をいい、これに類する外国投資法人の子法人を含む。第五号ハにおいて同じ。）との合併（合併により解散する場合を除く。）

四・五（略）

六 令第十四条第一項第一号ヲに掲げる事項 当該分割が行われた場合に、当該分割後における買付予定の株券等の数（法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の株券等の数をいう。）に係る議決権の数の第四条の二第一項第二号に掲げる数に対する割合（以下この項において「議決権割合」という。）を当該分割前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

七 令第十四条第一項第一号ワに掲げる事項 当該割当てが行われた場合に、当該割当て後における議決権割合を当該割当て前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

八 令第十四条第一項第一号カに掲げる事項 当該発行が行われた場合に、当該発行後における議決権割合を当該発行前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

九 令第十四条第一項第一号ヨに掲げる事項 当該処分が行われた場合に、当該処分後における議決権割合を当該処分前における議決権割合で除して得た数が百分の九十以上のもの

十 令第十四条第一項第一号ソに掲げる事項 総資産の帳簿価額の

投資口をいい、外国投資法人（同条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。第五号ハにおいて同じ。）若しくは持分の全部を所有する子会社又は子法人（同法第八十一条第一項に規定する子法人をいい、これに類する外国投資法人の子法人を含む。第五号ハにおいて同じ。）との合併（合併により解散する場合を除く。）

四・五（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

百分の十に相当する額未満の借財

十一 令第十四条第一項第一号に掲げる子会社 当該子会社の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額が対象者の最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の十未満であるもの（同号ホ、ヘ、リ、ヌ、ル及びタに掲げる事項に限る。）

2 令第十四条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める割合は、百分の十とする。

3 令第十四条第一項に規定する軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第三号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとする。

一 令第十四条第一項第三号イに掲げる事実 仮処分命令が仮処分命令の申立て後直ちに申立てのとおりに発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

二 令第十四条第一項第三号ロに掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 令第十四条第一項第三号ホに掲げる事実 主要取引先（同号に規定する主要取引先をいう。）との取引の停止の日の属する事業

（新設）

（新設）

2 令第十四条第一項に規定する軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第二号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に従い当該各号に掲げるものとする。

一 令第十四条第一項第二号イに掲げる事実 仮処分命令が仮処分命令の申立て後直ちに申立てのとおりに発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

二 令第十四条第一項第二号ロに掲げる事実 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

三 令第十四条第一項第二号ホに掲げる事実 主要取引先（同号に規定する主要取引先をいう。）との取引の停止の日の属する事業

年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの

四 令第十四条第一項第三号へに掲げる事実 災害に起因する損害の額が最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の一に相当する額未満であると見込まれるもの

五 令第十四条第一項第三号トに掲げる事実 訴訟の目的の価額が最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の五に相当する額未満であるもの

4 | 令第十四条第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、公開買付けの後において公開買付者及びその特別関係者が株主総会において議決権を行使することができるとする事項を変更させることとなる株式の交付その他の行為（当該公開買付けに係る買付け等の期間の末日後に行うものに限る。）を行うことがある旨の決定を対象者の業務執行を決定する機関が行っており、かつ、当該決定の内容を公表している場合であつて、当該機関が当該決定を維持する旨の決定（公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。）をした場合とする。

（公開買付けの撤回等の公告の掲載事項）

第二十七条 法第二十七条の十一第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれるもの

四 令第十四条第一項第二号へに掲げる事実 災害に起因する損害の額が最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の一に相当する額未満であると見込まれるもの

五 令第十四条第一項第二号トに掲げる事実 訴訟の目的の価額が最近事業年度の末日における総資産の帳簿価額の百分の五に相当する額未満であるもの

（新設）

（公開買付けの撤回等の公告の掲載事項）

第二十七条 法第二十七条の十一第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 公開買付けの撤回等（法第二十七条の十一第一項に規定する公開買付けの撤回等をいう。）を行う旨及びその理由

四・五 （略）

（あん分比例の方式）

第三十二条 法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募株券等の数に応募株券等に係る議決権の数の合計のうちに占める買付け等をする株券等に係る議決権の数の合計の割合を乗じる方法（当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法）とする。

2・3 （略）

（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）

第三十三条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十三条の三の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合について準用する。

2 公開買付者は、前項の規定において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の三第二項各号に掲げる方法（次項及び第四項において「電磁的方法」という。）により法第二十七条の九第二項の規定する公開買付説明書の交付に代えて当該説明書に記載

三 公開買付けの撤回等（法第二十七条の十一第一項に規定する公開買付けの撤回等をいう。次条において同じ。）を行う旨及びその理由

四・五 （略）

（あん分比例の方式）

第三十二条 法第二十七条の十三第五項に規定する内閣府令で定めるあん分比例の方式は、当該応募株主等の応募株券等の数に応募株券等の数の合計のうちに占める買付け等をする株券等の数の合計の割合を乗じる方法（当該計算によって得た数に一株未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する方法）とする。

2・3 （略）

（公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等）

第三十三条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十三条の四の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場合について準用する。

2 公開買付者は、前項の規定において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の四第二項各号に掲げる方法（次項及び第四項において「電磁的方法」という。）により法第二十七条の九第二項の規定する公開買付説明書の交付に代えて当該説明書に記載

すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第二十四条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならぬ。

3 (略)

4 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならぬ公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の三第一項の承諾をしている者に対しては、第二十四条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

すべき事項を提供するときは、株券等の売付け等を行おうとする者に対し、第二十四条第二項各号に掲げる事項が表示された画像を閲覧させることその他の方法により当該事項に関して注意を促さなければならぬ。

3 (略)

4 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならぬ公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の四第一項の承諾をしている者に対しては、第二十四条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第118号）

改 正 案	現 行																																																																												
第一号様式 公開買付けによる買付け等の通知書 殿 平成 年 月 日 公開買付者（1）氏名又は名称 ④ 住所又は所在地 1 公開買付けの状況(2) <table><thead><tr><th>株券等の種類</th><th>応募株券等の数の合計</th><th>買付等をする株券等の数の合計</th><th>返還する株券等の数の合計</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 2 応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わない場合の理由(3) 3 応募に関して買付け等をする株券等又は返還する株券等(4) <table><thead><tr><th rowspan="3">買付け等をする株券等</th><th rowspan="2">応募株券等の種類</th><th rowspan="2">応募株券等の数</th><th rowspan="2">買付け等をする株券等の数</th><th colspan="3">買 付 代 金 等</th></tr><tr><th>買付け等の価格</th><th>買付け等の代金</th><th>対価とする有価証券等</th></tr></thead><tbody><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 計算方法 <table><thead><tr><th rowspan="2">返還する株券等</th><th>株 券 等 の 種 類</th><th>株 券 等 の 数</th><th>返 還 の 方 法</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 4 決済の方法(5) <table><thead><tr><th>買付け等の決済をする証券会社又は銀行等</th><th>名称</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	株券等の種類	応募株券等の数の合計	買付等をする株券等の数の合計	返還する株券等の数の合計					買付け等をする株券等	応募株券等の種類	応募株券等の数	買付け等をする株券等の数	買 付 代 金 等			買付け等の価格	買付け等の代金	対価とする有価証券等	計							返還する株券等	株 券 等 の 種 類	株 券 等 の 数	返 還 の 方 法				買付け等の決済をする証券会社又は銀行等	名称					第一号様式 公開買付けによる買付け等の通知書 殿 平成 年 月 日 公開買付者（1）氏名又は名称 ④ 住所又は所在地 1 公開買付けの状況(2) <table><thead><tr><th>株券等の種類</th><th>応募株券等の数の合計</th><th>買付等をする株券等の数の合計</th><th>返還する株券等の数の合計</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 2 応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わない場合の理由(3) 3 応募に関して買付け等をする株券等又は返還する株券等(4) <table><thead><tr><th rowspan="3">買付け等をする株券等</th><th rowspan="2">応募株券等の種類</th><th rowspan="2">応募株券等の数</th><th rowspan="2">買付け等をする株券等の数</th><th colspan="3">買 付 代 金 等</th></tr><tr><th>買付け等の価格</th><th>買付け等の代金</th><th>対価とする有価証券等</th></tr></thead><tbody><tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 計算方法 <table><thead><tr><th rowspan="2">返還する株券等</th><th>株 券 等 の 種 類</th><th>株 券 等 の 数</th><th>返 還 の 方 法</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> 4 決済の方法(5) <table><thead><tr><th>買付け等の決済をする証券会社又は銀行等</th><th>名称</th><th></th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	株券等の種類	応募株券等の数の合計	買付等をする株券等の数の合計	返還する株券等の数の合計					買付け等をする株券等	応募株券等の種類	応募株券等の数	買付け等をする株券等の数	買 付 代 金 等			買付け等の価格	買付け等の代金	対価とする有価証券等	計							返還する株券等	株 券 等 の 種 類	株 券 等 の 数	返 還 の 方 法				買付け等の決済をする証券会社又は銀行等	名称				
株券等の種類	応募株券等の数の合計	買付等をする株券等の数の合計	返還する株券等の数の合計																																																																										
買付け等をする株券等	応募株券等の種類	応募株券等の数	買付け等をする株券等の数	買 付 代 金 等																																																																									
				買付け等の価格	買付け等の代金	対価とする有価証券等																																																																							
	計																																																																												
返還する株券等	株 券 等 の 種 類	株 券 等 の 数	返 還 の 方 法																																																																										
買付け等の決済をする証券会社又は銀行等	名称																																																																												
株券等の種類	応募株券等の数の合計	買付等をする株券等の数の合計	返還する株券等の数の合計																																																																										
買付け等をする株券等	応募株券等の種類	応募株券等の数	買付け等をする株券等の数	買 付 代 金 等																																																																									
				買付け等の価格	買付け等の代金	対価とする有価証券等																																																																							
	計																																																																												
返還する株券等	株 券 等 の 種 類	株 券 等 の 数	返 還 の 方 法																																																																										
買付け等の決済をする証券会社又は銀行等	名称																																																																												

	本店の所在地	
決 済 の 開 始 日	平成 年 月 日	
決 済 の 方 法		
決 済 の 場 所		

(記載上の注意)

(1) 公開買付者

複数の者が共同して公開買付けを行った場合には、それぞれの者について記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により本通知書を書面で提出する場合には、併せて「氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。）。

なお、第5条第6項に規定する電磁的方法により当該通知書に記載すべき事項を提供する場合は、公開買付者の印は省略することができる。

(2) 公開買付けの状況

株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。

また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券又は同条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債（第二号様式の記載上の注意（4）及び第六号様式の記載上の注意（5）のbにおいて「旧新株引受権証券等」という。）が含まれる場合には、区分して記載すること。

(3) 応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わない場合の理由

応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わない場合には、その理由として、法第27条の13第4項の規定により公開買付開始公告及び公開買付届出書において記載した応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととする条件について記載すること。

(4) 応募に関して買付け等をする株券等又は返還する株券等

- a 当該応募株主等から買付け等をする株券等又は当該応募株主等に返還する株券等について記載すること。
- b 該当する事項がない場合には、欄を適宜省略しても差し支えない。

c 「対価とする有価証券等」欄には、有価証券その他金銭以外のものをもって買付け等の対価とする場合の当該有価証券等の種類及び数を記載すること。

d 「買付代金等」欄の記載中、差引手取金額欄を追加しても差し支えない。

e 「計算方法」欄には、あん分比例方式により買付け等をする場合に、株券等の種類ごとに「買付け等をする株券等の数」の計算方法を記載すること。

(5) 決済の方法

「決済の方法」欄には、買付け等の代金を支払い、又は買付け等の対価として有価証券等を引き渡す際この通知書の呈示を求めること等、決済の方法を具体的に記載すること。

	本店の所在地	
決 済 の 開 始 日	平成 年 月 日	
決 済 の 方 法		
決 済 の 場 所		

(記載上の注意)

(1) 公開買付者

複数の者が共同して公開買付けを行った場合には、それぞれの者について記載すること。

なお、第5条第3項に規定する電磁的方法により当該通知書に記載すべき事項を提供する場合は、公開買付者の印は省略することができる。

(2) 公開買付けの状況

株券等が株券である場合は、株式の種類ごとに記載すること。

また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第129号）第19条第3項の規定により新株予約権証券とみなされる新株引受権証券又は同条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる転換社債若しくは新株引受権付社債（第二号様式の記載上の注意（ハー2）及び第六号様式の記載上の注意（ホ）の（3）において「旧新株引受権証券等」という。）が含まれる場合には、区分して記載すること。

(3) 応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わない場合の理由

応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わない場合には、その理由として、法第27条の13第4項の規定により公開買付開始公告及び公開買付届出書において記載した応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととする条件について記載すること。

(4) 応募に関して買付け等をする株券等又は返還する株券等

- a 当該応募株主等から買付け等をする株券等又は当該応募株主等に返還する株券等について記載すること。
- b 該当する事項がない場合には、欄を適宜省略しても差し支えない（（二）において同じ。）。

c 「対価とする有価証券等」欄には、有価証券その他金銭以外のものをもって買付け等の対価とする場合の当該有価証券等の種類及び数を記載すること。

d 「買付代金等」欄の記載中、差引手取金額欄を追加しても差し支えない。

e 「計算方法」欄には、あん分比例方式により買付け等をする場合に、株券等の種類ごとに「買付け等をする株券等の数」の計算方法を記載すること。

(5) 決済の方法

「決済の方法」欄には、買付け等の代金を支払い、又は買付け等の対価として有価証券等を引き渡す際この通知書の呈示を求めること等、決済の方法を具体的に記載すること。

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第118号）

改 正 案	現 行												
第二号様式 【表紙】 【提出書類】公開買付届出書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【届出者の氏名又は名称】（1） 【届出者の住所又は所在地】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【代理人の氏名又は名称】（2） 【代理人の住所又は所在地】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【縦覧に供する場所】（3） 名称 （所在地） 第1【公開買付要項】 1【対象者名】 2【買付け等をする株券等の種類】（4） 3【買付け等の目的】（5） 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】（6） (1)【買付け等の期間】 ①【届出当初の期間】 <table><tbody><tr><td>買付け等の期間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで（ 営業日）</td></tr><tr><td>公告日</td><td></td></tr><tr><td>公告掲載新聞名</td><td></td></tr></tbody></table> ②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】 ③【期間延長の確認連絡先】 (2)【買付け等の価格】	買付け等の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 営業日）	公告日		公告掲載新聞名		第二号様式 【表紙】 【提出書類】公開買付届出書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【届出者の氏名又は名称】（1） 【届出者の住所又は所在地】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【代理人の氏名又は名称】（2） 【代理人の住所又は所在地】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【縦覧に供する場所】（3） 名称 （所在地） 第1【公開買付要項】 1【対象者名】 2【買付け等をする株券等の種類】（4） 3【買付け等の目的】（5） 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】（6） (1)【買付け等の期間】 （新設） <table><tbody><tr><td>買付け等の期間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）</td></tr><tr><td>公告日</td><td></td></tr><tr><td>公告掲載新聞名</td><td></td></tr></tbody></table> （新設） （新設） (2)【買付け等の価格】	買付け等の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	公告日		公告掲載新聞名	
買付け等の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 営業日）												
公告日													
公告掲載新聞名													
買付け等の期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）												
公告日													
公告掲載新聞名													

株券	
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等預託証券（ ）	
算定の基礎	
算定の経緯	

(3) 【買付予定の株券等の数】

株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数	株式に換算した買付予定数及び超過予定数の合計
(株)	(株)	(株)

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】（7）

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	

株券	
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等預託証券（ ）	
算定の基礎	

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した超過予定数	計
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等預託証券（ ）			
合計	二	二	
(潜在株券等の株の合計)	二	二	()

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】（7）

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	

届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)	
届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (i)	
対象者の総株主の議決権の数 (年 月 日現在) (個) (j)	
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合 (a)／(j) (%)	
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g) ／ (j+ (b-c) + (e-f) + (h-i)) ×100) (%)	

6 【株券等の取得に関する許可等】(8)

- (1) 【株券等の種類】
- (2) 【根拠法令】
- (3) 【許可等の日付及び番号】

7 【応募及び契約の解除の方法】(9)

- (1) 【応募の方法】
- (2) 【契約の解除の方法】
- (3) 【株券等の返還方法】
- (4) 【株券等の保管及び返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地】

8 【買付け等に要する資金】(10)

- (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金 (円) (a)	
金銭以外の対価の種類	

届出書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)	
届出書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (i)	
対象者の総株主の議決権の数 (年 月 日現在) (個) (j)	
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主の議決権の数に占める割合 (a)／(j) (%)	
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d+g) ／ (j+ (b-c) + (e-f) + (h-i)) ×100) (%)	

6 【株券等の取得に関する許可等】(8)

- (1) 【株券等の種類】
- (2) 【根拠法令】
- (3) 【許可等の日付及び番号】

7 【応募及び契約の解除の方法】(9)

- (1) 【応募の方法】
- (2) 【契約の解除の方法】
- (3) 【株券等の返還方法】
- (4) 【株券等の保管及び返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地】

8 【買付け等に要する資金】(10)

- (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金 (円) (a)	
金銭以外の対価の種類	

金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	
その他(c)	
合計(a)+(b)+(c)	

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
計(a)	

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1		—		
2				
計				

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計			

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

金銭以外の対価の総数	
買付手数料(b)	
その他(c)	
合計(a)+(b)+(c)	

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
計(a)	

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1		—		
2				
計				

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計			

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1		—		
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計(c)			

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
計(d)	

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】
千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】(11)

(1)【名称】

(2)【本店の所在地】

(3)【代表者の役職氏名】

(4)【資本金の額】

(5)【会社の目的及び事業の内容】

(6)【最近3年間の1株当たり配当額等の状況】

決算年月			

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1		—		
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計(c)			

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
計(d)	

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】
千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】(11)

(1)【名称】

(2)【本店の所在地】

(3)【代表者の役職氏名】

(4)【資本金の額】

(5)【会社の目的及び事業の内容】

(6)【最近3年間の1株当たり配当額等の状況】

決算年月			

1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

(7) 【最近の株価及び株式売買高の状況】

証券取引所名又は証券業協会名							
月別							
最高株価							
最低株価							
売買高							

10 【決済の方法】 (12)

- (1) 【買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地】
- (2) 【決済の開始日】
- (3) 【決済の方法】
- (4) 【株券等の返還方法】

11 【その他買付け等の条件及び方法】 (13)

- (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】
- (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】
- (3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】
- (4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】
- (5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】
- (6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】
- (7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

第2 【公開買付者の状況】 (14)

1 【会社の場合】

- (1) 【会社の概要】 (15)

- ① 【会社の沿革】
- ② 【会社の目的及び事業の内容】
- ③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】
- ④ 【大株主】

年 月 日現在

--	--	--	--

1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

(7) 【最近の株価及び株式売買高の状況】

証券取引所名又は証券業協会名							
月別							
最高株価							
最低株価							
売買高							

10 【決済の方法】 (12)

- (1) 【買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地】
- (2) 【決済の開始日】
- (3) 【決済の方法】
- (4) 【株券等の返還方法】

11 【その他買付け等の条件及び方法】 (13)

- (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】
- (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】
(新設)
- (3) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】
- (4) 【買付条件等の変更した場合の開示の方法】
- (5) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】
- (6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

第2 【公開買付者の状況】 (14)

1 【会社の場合】

- (1) 【会社の概要】 (15)

- ① 【会社の沿革】
- ② 【会社の目的及び事業の内容】
- ③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】
- ④ 【大株主】

年 月 日現在

--	--	--	--

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数の 割合 (%)
計	—		

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2)【経理の状況】(16)

- ①【貸借対照表】
- ②【損益計算書】
- ③【株主資本等変動計算書】

2【会社以外の団体の場合】

- (1)【団体の沿革】
- (2)【団体の目的及び事業の内容】
- (3)【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】
- (4)【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】

3【個人の場合】

- (1)【生年月日】
- (2)【本籍地】(17)
- (3)【職歴】(18)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数に 対する所有株式の数の 割合 (%)
計	—		

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2)【経理の状況】(16)

- ①【貸借対照表】
- ②【損益計算書】
- ③【株主資本等変動計算書】

2【会社以外の団体の場合】

- (1)【団体の沿革】
- (2)【団体の目的及び事業の内容】
- (3)【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】
- (4)【役員の役名、職名、氏名（生年月日）及び職歴】

3【個人の場合】

- (1)【生年月日】
- (2)【本籍地】(17)
- (3)【職歴】(18)

(4)【破産手続開始の決定の有無】(19)

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【届出書提出日現在における株券等の所有状況】(20)

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等預託証券（ ）		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等預託証券（ ）		—	
合計			

(4)【破産手続開始の決定の有無】(19)

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【届出書提出日現在における株券等の所有状況】(20)

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

	所有する株券等の数	令第7条第3項第2号に該当する株券等の数	令第7条第3項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等預託証券（ ）		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

	所有する株券等の数	令第7条第3項第2号に該当する株券等の数	令第7条第3項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等預託証券（ ）		—	
合計			

所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

氏名又は名称	
住所又は所在地	
職業又は事業の内容	
連絡先	
公開買付者との関係	

② 【所有株券等の数】

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等預託証券 ()		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

2 【株券等の取引状況】 (21)

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

--	--	--	--	--

所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

氏名又は名称	
住所又は所在地	
職業又は事業の内容	
連絡先	
公開買付者との関係	

② 【所有株券等の数】

	所有する株券等の数	令第7条第3項第2号に該当する株券等の数	令第7条第3項第3号に該当する株券等の数
株券	(株)	(株)	(株)
新株予約権証券		—	
新株予約権付社債券		—	
株券等預託証券 ()		—	
合計			
所有株券等の合計数		—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

2 【株券等の取引状況】 (21)

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

--	--	--	--	--

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】(22)

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】(23)

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】(24)

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】(25)

第5【対象者の状況】(26)

1【最近3年間の損益状況等】(27)

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】(28)

証券取引所名又は証券業	
-------------	--

氏名又は名称	株券等の種類	買付数	売付数	差引

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】(22)

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】(23)

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】(24)

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】(25)

第5【対象者の状況】(26)

1【最近3年間の損益状況等】(27)

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】(28)

証券取引所名又は証券業	
-------------	--

協会名							
月別							
最高株価							
最低株価							

3 【株主の状況】 (29)

(1) 【所有者別の状況】 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）									—
所有株式数（単位）									
所有株式数の割合（%）								100	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合（%）

協会名							
月別							
最高株価							
最低株価							

3 【株主の状況】 (29)

(1) 【所有者別の状況】 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）									—
所有株式数（単位）									
所有株式数の割合（%）								100	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合（%）

計	—		
---	---	--	--

②【役員】 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式数の 割合 (%)
計	—	—		

4【その他】(30)

(記載上の注意)

- (1) 届出者の氏名又は名称
複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、それぞれの者について記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「届出者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。）。
- (2) 代理人の氏名又は名称
非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この(2)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。
- (3) 縦覧に供する場所
第33条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。
- (4) 買付け等をする株券等の種類
買付け等をする株券等に旧新株引受権証券等が含まれる場合には、その旨を記載すること。
- (5) 買付け等の目的
買付け等の目的について具体的に記載すること。
たとえば、

計	—		
---	---	--	--

②【役員】 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式数の 割合 (%)
計	—	—		

4【その他】(30)

(記載上の注意)

- (1) 届出者の氏名又は名称
複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、それぞれの者について記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「届出者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。）。
- (2) 代理人の氏名又は名称
非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この(2)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。
- (3) 縦覧に供する場所
第33条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。
- (4) 買付け等をする株券等の種類
買付け等をする株券等に旧新株引受権証券等が含まれる場合には、その旨を記載すること。
- (5) 買付け等の目的
買付け等の目的について具体的に記載すること。
たとえば、

- a 支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得又は経営参加の方法及び支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載すること。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他対象者の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性も記載すること。
- b 純投資又は政策投資を目的とする場合には、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載し、長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付け等を行う場合には、その必要性を具体的に記載すること。
- c 買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載すること。
- d 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第2 公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（「1 会社の場合」の「2 経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。
- e 買付け等の後、当該株券等の発行者の株券等が上場又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由について具体的に記載すること。
- (6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数
- a 「届出当初の期間」欄には、届出日現在における公開買付期間を記載すること。
- b 「対象者の請求に基づく延長の可能性の有無」欄には、法第27条の10第3項の規定により当該公開買付けの期間が延長される可能性がある場合に、例えば「法第27条の10第3項の規定により、公開買付対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は30営業日、公開買付期間は〇月〇日までとなります。」等詳細に記載し、延長される可能性がない場合には「当該事項なし」と記載すること。
- c 「期間延長の確認連絡先」欄には、期間延長の有無、延長後の公開買付期間の末日等を問い合わせる場合の連絡先及び確認受付時間等を記載すること。
- d 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。）。
なお、株券等が投資証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」及び「株券等預託証券」の欄の記載を省略し、「投資証券」欄を設けて記載すること（「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。）。
- e 「算定の基礎」欄には、買付価格の算定根拠を具体的に記載し、買付価格が時価と異なる場合や当該買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載す

- a 支配権取得又は経営参加を目的とする場合には、支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載し、合併、解散、重要な資産の譲渡、役員の更迭等を予定している場合には、その内容も記載すること。
- (新設)
- (新設)
- b 株券等を取得した後、第三者に譲渡することを目的とする場合には、当該第三者について「第2 公開買付者の状況」に掲げる事項と同一の事項（会社の場合の「2 経理の状況」を除く。）を記載するとともに、当該第三者の公開買付者との関係、譲受けの目的及び届出日において所有する当該株券等の数を記載すること。
- (新設)
- (6) 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数
- (新規)
- (新規)
- (新規)
- a 「買付け等の価格」欄には、有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載すること。また、「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。）。
なお、株券等が投資証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」及び「株券等預託証券」の欄の記載を省略し、「投資証券」欄を設けて記載すること（「買付予定の株券等の数」欄及び「第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況」の「1 届出書提出日現在における株券等の所有状況」欄において同じ。）。
- b 「算定の基礎」欄には、買付価格の算定根拠を記載し、買付価格が時価と著しく異なる場合には、その買付価格を決定した理由も記載すること。

ること。 株券等の種類に応じた公開買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容を具体的に記載すること。 f 「算定の経緯」欄には、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に記載すること。公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする会社その他の法人である場合であって、買付価格の公正性を担保するためのその他の措置を講じているときは、その具体的内容も記載すること。 g 「買付予定の株券等の数」欄には、法第27条の13第4項第1号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数の一部としてあらかじめ公開買付開始公告において記載された数に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における当該記載された数を記載すること。 h 「株式に換算した超過予定数」欄には、法第27条の13第4項第2号の規定により、応募株券等の数の合計が買付予定の株券等の数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等をしない旨の条件を付した場合における当該株券等の数を記載すること。 o (削除)	(新規) (新規) c 「超過予定数」欄には、法第27条の13第4項第2号に掲げる条件を付した場合で、応募株券等の総数が買付予定数を超える場合に、その超える部分のうち買付け等をする株券等の数を記載すること。 d 「（潜在株券等の数の合計）」欄には、「合計」から「株券」の数を引いた数を記載すること。
(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合 a 「潜在株券等に係る議決権の数」欄には、新株予約権証券、新株予約権付社債券及び株券等預託証券について株式に換算した議決権の数並びに取得請求権付株式及び取得条項付株式について潜在的に増加し得る議決権の数の合計を記載すること。 現在は対象者以外の者が発行者である株券等であっても、取得の請求等の結果、対価として交付される株券等が対象者の発行する株券等である旨の定めがなされている場合には、当該交付される株券等に係る議決権の数も含めることとする。 b 「対象者の総株主の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主の議決権（法第32条第5項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。）、有価証券報告書（法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主の議決権の数を記載しても差し支えない。 なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「総株主の議決権の数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。 c 株券等所有割合は小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁まで記載すること。	(7) 買付け等を行った後における株券等所有割合 (新設) a 「対象者の総株主の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主の議決権（法第32条第5項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書（法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。）、有価証券報告書（法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）又は半期報告書（法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主の議決権の数を記載しても差し支えない。 なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と、「総株主の議決権の数」とあるのは「発行済投資口の総口数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。 b 株券等所有割合は小数点以下3桁を四捨五入し少数点以下2桁まで記載すること。

- (8) 株券等の取得に関する許可等
届出日までに許可等がない場合には、「(3) 許可等の日付及び番号」は記載を要しない。
。この場合には、当該許可等があった時点で訂正届出書を提出すること。
- (9) 応募及び契約の解除の方法
- a 「(1) 応募の方法」には、応募の方法を具体的に記載し、応募に際し株券等を提出させる場合には、その方法を具体的に記載すること。
- b 「(2) 契約の解除の方法」には、法第27条の12第1項の規定による契約の解除の方法について具体的に記載し、令第14条の2で定める方法による場合には、解除書面を受領する権限を有する者の氏名又は名称及び本邦内の住所、居所又は所在地を記載すること。
- c 応募に際し株券等を提供させる場合には、契約の解除があった場合の株券等の返還方法及び返還時期等を「(3) 株券等の返還方法」に記載すること。
- d 「(4) 株券等の保管及び返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地」は、応募に際し株券等を提供させる場合に記載すること。
- (10) 買付け等に要する資金
- a 「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数と超過予定数との合計を乗じて得た金額を記載すること。
なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。
- b 「金銭以外の対価」欄には、買付け等の対価として引き渡す有価証券等の種類及び総額を記載すること。
- c 「買付手数料」欄には、買付け等に関して手数料を支払う場合に当該手数料の額を記載すること。
- d 「その他」欄には、公告に要する費用、弁護士に支払う報酬等の額を記載すること。
- e 「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄には、普通預金、通知預金等の種類別に、届出日の前々日又は前日（当日が銀行等の休日であるときは、その前日）の銀行等の終業時における残高（借入債務の担保に供されているもの等引出しが制限されているものを除く。）を記載すること。
- f 「届出日前の借入金」欄には、届出日前に買付け等に要する資金として借り入れたものがある場合に記載すること。
- g 借入先が金融機関である場合で、借入金が買付け等の資金に充てることを明らかにせずに借り入れたものである場合には、当該借入金については「金融機関」欄の「1」欄に記載すること。この場合には、当該借入金については、「借入先の名称等」欄は記載しないで「借入先の業種」欄、「借入契約の内容」欄及び「金額」欄のみ記載するとともに、当該借入金に係る借入先の業種、借入先の名称及び所在地、借入契約の内容及び金額を記載した書面を作成して本届出書に添付すること。公開買付者が法第27条の3第4項の規定により本届出書の写しを送付する際は、当該書面の写し及び当該借入金に係る契約書の写しを添付せずに送付すること。
借入先が金融機関である場合で、借入金が買付け等の資金に充てることを明らかにして

- (8) 株券等の取得に関する許可等
届出日までに許可等がない場合には、「(3) 許可等の日付及び番号」は記載を要しない。
。この場合には、当該許可等があった時点で訂正届出書を提出すること。
- (9) 応募及び契約の解除の方法
- a 「(1) 応募の方法」には、応募の方法を具体的に記載し、応募に際し株券等を提出させる場合には、その方法を具体的に記載すること。
- b 「(2) 契約の解除の方法」には、法第27条の12第1項の規定による契約の解除の方法について具体的に記載し、令第14条の2で定める方法による場合には、解除書面を受領する権限を有する者の氏名又は名称及び本邦内の住所、居所又は所在地を記載すること。
- c 応募に際し株券等を提供させる場合には、契約の解除があった場合の株券等の返還方法及び返還時期等を「(3) 株券等の返還方法」に記載すること。
- d 「(4) 株券等の保管・返還を行う証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地」は、応募に際し株券等を提供させる場合に記載すること。
- (10) 買付け等に要する資金
- a 「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数と超過予定数との合計を乗じて得た金額を記載すること。
なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。
- b 「金銭以外の対価」欄には、買付け等の対価として引き渡す有価証券等の種類及び総額を記載すること。
- c 「買付手数料」欄には、買付け等に関して手数料を支払う場合に当該手数料の額を記載すること。
- d 「その他」欄には、公告に要する費用、弁護士に支払う報酬等の額を記載すること。
- e 「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄には、普通預金、通知預金等の種類別に、届出日の前々日又は前日（当日が銀行その他の金融機関（銀行及び令第1条の9に規定する金融機関をいう。以下この様式において同じ。）の休日であるときは、その前日）の銀行その他の金融機関の終業時における残高（借入債務の担保に供されているもの等引出しが制限されているものを除く。）を記載すること。
- f 「届出日前の借入金」欄には、届出日前に買付け等に要する資金として借り入れたものがある場合に記載すること。
- g 借入先が金融機関である場合で、借入金が買付け等の資金に充てることを明らかにせずに借り入れたものである場合には、当該借入金については「金融機関」欄の「1」欄に記載すること。この場合には、当該借入金については、「借入先の名称等」欄は記載しないで「借入先の業種」欄、「借入契約の内容」欄及び「金額」欄のみ記載するとともに、当該借入金に係る借入先の業種、借入先の名称及び所在地、借入契約の内容及び金額を記載した書面を作成して本届出書に添付すること。公開買付者が法第27条の3第4項の規定により本届出書の写しを送付する際は、当該書面の写し及び当該借入金に係る契約書の写しを添付せずに送付すること。
借入先が金融機関である場合で、借入金が買付け等の資金に充てることを明らかにして

借り入れたものである場合には、当該借入金については「金融機関」欄の「2」欄に記載すること。

借入先が金融機関以外の者である場合には、その借入金については「金融機関以外」欄に記載すること。

h 「借入先の業種」欄には、金融機関の場合にはその種類、金融機関以外の場合には貸金業者、個人等、具体的に記載すること。

i 「借入先の名称等」欄には、借入先の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。

j 「借入契約の内容」欄には、借入れの方法、借入条件及び担保の状況を記載すること。

k 「その他資金調達方法」欄には、「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄及び「届出日以後に借入れを予定している資金」欄に記載したもの以外の資金の調達を予定している場合に、その内容及び金額を記載すること。

l 「(3) 買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等」には、有価証券をもって買付け等の対価とする場合に当該有価証券の発行者と公開買付者との関係を具体的に記載するとともに、当該有価証券の種類に応じ必要な事項（たとえば、交換後の最初の利益配当又は利息支払の時期、社債券の発行条件）を記載すること。

(11) 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況

有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。

a 買付け等の対価とする有価証券の発行者が公開買付者である場合には、発行者が公開買付者である旨、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」及び「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」を記載すること。

b 「(5) 会社の目的及び事業の内容」には、定款に記載された目的を記載し、現在営んでいる事業についてわかりやすく説明すること。

c 株券等が投資証券である場合には、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」欄中「1株当たり」とあるのは「投資一口当たり」と、「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」欄中「株価」とあるのは「一口価格」と、「株式売買高」とあるのは「投資口売買高」と読み替えて記載すること（「第5 対象者の状況」欄において同じ。）。

d 「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」には、届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

(a) 株式が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場及び株式売買高を記載し、当該証券取引所名を注記すること。

(b) 株式が法第76条に規定する店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている場合には、当該証券業協会の発表する相場及び株式売買高を記載すること。

(c) その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を記載すること。この場合には、株式売買高の記載を要しない。

(12) 決済の方法

a 「(2) 決済の開始日」には、法第27条の10第3項の規定により公開買付期間が延長される可能性がある場合に、延長後の公開買付期間に対応する決済の開始日を注記すること。

借り入れたものである場合には、当該借入金については「金融機関」欄の「2」欄に記載すること。

借入先が金融機関以外の者である場合には、その借入金については「上記以外」欄に記載すること。

h 「借入先の業種」欄には、金融機関の場合にはその種類、金融機関以外の場合には貸金業者、個人等、具体的に記載すること。

i 「借入先の名称等」欄には、借入先の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。

j 「借入契約の内容」欄には、借入れの方法、借入条件及び担保の状況を記載すること。

k 「その他資金の調達方法」欄には、「届出日の前々日又は前日現在の預金」欄及び「届出日以降に借入れを予定している資金」欄に記載したもの以外の資金の調達を予定している場合に、その内容及び金額を記載すること。

l 「(3) 買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等」には、有価証券をもって買付け等の対価とする場合に当該有価証券の発行者と公開買付者との関係を具体的に記載するとともに、当該有価証券の種類に応じ必要な事項（たとえば、交換後の最初の利益配当又は利息支払の時期、社債券の発行条件）を記載すること。

(11) 買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況

有価証券をもって買付け等の対価とする場合に記載すること。

a 買付け等の対価とする有価証券の発行者が公開買付者である場合には、発行者が公開買付者である旨、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」及び「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」を記載すること。

b 「(5) 会社の目的及び事業の内容」には、定款に記載された目的を記載し、現在営んでいる事業についてわかりやすく説明すること。

c 株券等が投資証券である場合には、「(6) 最近3年間の1株当たり配当額等の状況」欄中「1株当たり」とあるのは「投資一口」と、「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」欄中「株価」とあるのは「一口価格」と、「株式売買高」とあるのは「投資口売買高」と読み替えて記載すること（「第5 対象者の状況」欄において同じ。）。

d 「(7) 最近の株価及び株式売買高の状況」には、届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

(a) 株式が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場及び株式売買高を記載し、当該証券取引所名を注記すること。

(b) 株式が法第76条に規定する店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている場合には、当該証券業協会の発表する相場及び株式売買高を記載すること。

(c) その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を記載すること。この場合には、株式売買高の記載を要しない。

(12) 決済の方法

(新設)

- b 「(3) 決済の方法」には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。
- c 「(4) 株券等の返還方法」には、応募に際し株券等を提供させる場合であって、法第27条の11第1項の規定による公開買付けに係る申込みの撤回及び契約の解除があった場合及び法第27条の13第4項各号に掲げる条件を付した場合であって当該条件に基づき応募株券等の買付け等をしないこととなった場合には、株券等を郵送により返還すること等返還の方法を具体的に記載するとともに、それぞれの場合について返還開始日を記載すること。
- (13) その他買付け等の条件及び方法
- a 「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、第32条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。
- b 「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」には、令第14条第1項各号に掲げる条件の有無及び内容並びに同条第2項に定める事項が発生した場合には撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。
- c 「(3) 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法」には、法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が株式の分割その他の政令で定める行為を行った場合には買付け等の価格の引下げを行うことがある旨の条件の有無及び内容を記載するとともに、引き下げた場合の公告及び公表の方法を記載すること。
- d 「(4) 応募株主等の契約の解除権についての事項」には、法第27条の12の規定の内容をわかりやすく記載すること。
- e 「(5) 買付条件等の変更をした場合の開示の方法」には、買付条件等を変更することがある場合にはその旨を記載するとともに、買付条件等の変更の方法及び変更前に既に応募した者の取扱いについて記載すること。
- f 「(6) 訂正届出書を提出した場合の開示の方法」には、訂正届出書を提出した場合における公告の方法及び公開買付説明書の訂正方法について記載すること。
- g 「(7) 公開買付けの結果の開示の方法」には、公開買付期間の末日の翌日に公告又は公表を行う旨及びその方法について記載すること。
- (14) 公開買付者の状況
複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、それぞれの者について記載すること。
- (15) 会社の概要
- a 「① 会社の沿革」には、創立の経緯、商号の変更、合併、増減資等による資本の変動、事業目的の変更、工場の新設等主な変遷につき簡単に記載すること。
- b 「② 会社の目的及び事業の内容」には、定款に記載された目的を記載し、現在営んでいる事業についてわかりやすく説明すること。
- c 「③ 資本金の額及び発行済株式の総数」には、届出日現在の資本金の額及び発行済株式の総数を記載すること。

- a 「(3) 決済の方法」には、買付代金を支払い、又は対価として有価証券等を引き渡す際に買付け等の通知書の呈示を求めること等決済の方法を具体的に記載すること。
- b 「(4) 株券等の返還方法」には、応募に際し株券等を提供させる場合であって、法第27条の11第1項の規定による公開買付けに係る申込みの撤回及び契約の解除があった場合及び法第27条の13第4項各号に掲げる条件を付した場合であって当該条件に基づき応募株券等の買付け等をしないこととなった場合には、株券等を郵送により返還すること等返還の方法を具体的に記載するとともに、それぞれの場合について返還開始日を記載すること。
- (13) その他買付け等の条件及び方法
- a 「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」には当該条件の有無及び内容を記載すること。なお、第32条第1項に規定する方法により計算した数の合計と買付け等をする株券等の総数とが異なる場合には、その異なる数の処理について特に詳細に記載すること。
- b 「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」には、令第14条第1項各号に掲げる条件の有無及び内容並びに同条第2項に定める事項が発生した場合には撤回等を行うことがある旨を記載するとともに、撤回等の公告又は公表の方法を記載すること。
(新規)
- c 「(3) 応募株主等の契約の解除権についての事項」には、法第27条の12の規定の内容をわかりやすく記載すること。
- d 「(4) 買付条件等の変更をした場合の開示の方法」には、買取条件等を変更することがある場合にはその旨を記載するとともに、買取条件等の変更の方法及び変更前に既に応募した者の取扱いについて記載すること。
- e 「(5) 訂正届出書を提出した場合の開示方法」には、訂正届出書を提出した場合における公告の方法及び公開買付説明書の訂正方法について記載すること。
- f 「(6) 公開買付けの結果の開示の方法」には、公開買付期間の末日の翌日に公告又は公表を行う旨及びその方法について記載すること。
- (14) 公開買付者の状況
複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、それぞれの者について記載すること。
- (15) 会社の概要
- a 「① 会社の沿革」には、創立の経緯、商号の変更、合併、増減資等による資本の変動、事業目的の変更、工場の新設等主な変遷につき簡単に記載すること。
- b 「② 会社の目的及び事業の内容」には、定款に記載された目的を記載し、現在営んでいる事業についてわかりやすく説明すること。
- c 「③ 資本金の額及び発行済株式の総額」には、届出日現在の資本金の額及び発行済株式の総数を記載すること。

- d 「④ 大株主」には、所有株式（他人又は仮設人名義のものを含む。）の数の多い順に、10名程度の株主について記載すること。なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- e 「⑤ 役員の職歴及び所有株式の数」には、届出日現在の役員（監査役を含む。）について記載すること。なお、会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を、「職歴」欄に簡単な沿革を記載すること。
- (16) 経理の状況
- a 次に掲げる場合に応じ、次に掲げるものを記載すること。
- (a) 公開買付者が有価証券報告書の提出者であって連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）の規定により作成した連結財務諸表をいう。以下同じ。）を作成している場合
連結財務諸表（連結附属明細表を除く。）を記載すること。
- (b) (a)以外の場合
「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。
なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについてわかりやすく説明すること。
- b これらの財務諸表は、最近2事業年度のもを掲げることとし、旧事業年度分を左側に、新事業年度分を右側に配列して記載すること。ただし、公開買付者が最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近2事業年度の財務諸表とともに中間連結貸借対照表（a(b)にあつては、中間貸借対照表）及び中間連結損益計算書（a(b)にあつては、中間損益計算書）を掲げること。
- c 金額の表示は原則として百万円単位とすること。
- (17) 本籍地
外国人の場合には、国籍を記載すること。
- (18) 職歴
過去5年間の職歴を記載すること。
- (19) 破産手続開始の決定の有無
過去5年間に、破産手続開始の決定を受けたことがある場合には、その内容を記載すること。
- (20) 届出書提出日現在における株券等の所有状況
- a 株券等の数は、第8条の規定により換算することが必要となる株券等については株式に換算した数を、その他の株券については株式の数を、投資証券については投資口の数を記載すること。以下同じ。

- d 「④ 大株主」には、所有株式（他人又は仮設人名義のものを含む。）の数の多い順に、10名程度の株主について記載すること。なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。
- e 「⑤ 役員の職歴及び所有株式の数」には、届出日現在の役員（監査役を含む。）について記載すること。なお、会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を、「職歴」欄に簡単な沿革を記載すること。
- (16) 経理の状況
- a 次に掲げる場合に応じ、次に掲げるものを記載すること。
- (a) 公開買付者が有価証券報告書の提出者であって連結財務諸表（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）の規定により作成した連結財務諸表をいう。以下同じ。）を作成している場合
連結財務諸表（連結附属明細表を除く。）を記載すること。
- (b) (a)以外の場合
「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の規定により作成した財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に限る。以下同じ。）を記載すること。ただし、同規則第2条の規定により他の法令、準則等の定めるところにより財務諸表を作成している場合には、当該財務諸表を記載し、その旨注記すること。
なお、公開買付者が外国法人等である場合で、上記規則により作成することが困難であるときには、その国の法令の規定又は慣習により作成した財務諸表を記載することができる。この場合において、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、それについてわかりやすく説明すること。
- b これらの財務諸表は、最近2事業年度のもを掲げることとし、旧事業年度分を左側に、新事業年度分を右側に配列して記載すること。ただし、公開買付者が最近事業年度に係る有価証券報告書の提出日以降届出書提出日までの間に半期報告書を提出している場合には、最近2事業年度の財務諸表とともに中間連結貸借対照表（a(b)にあつては、中間貸借対照表）及び中間連結損益計算書（a(b)にあつては、中間損益計算書）を掲げること。
- c 金額の表示は原則として百万円単位とすること。
- (17) 本籍地
外国人の場合には、国籍を記載すること。
- (18) 職歴
過去5年間の職歴を記載すること。
- (19) 破産手続開始の決定の有無
過去5年間に、破産手続開始の決定を受けたことがある場合には、その内容を記載すること。
- (20) 届出書提出日現在における株券等の所有状況
- a 株券等の数は、株券については株式の数を、投資証券については投資口の数を、その他のものについては第8条第2項の規定により株式に換算した数を記載すること。以下同じ。

- b 複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、「(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計」にはそれぞれの者について記載すること。
- c 「所有する株券等の数」欄には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって所有する（令第7条第1項第1号、第4号及び第5号に掲げる場合を含む。）株券等の数を記載すること。
- d 「令第7条第1項第2号に該当する株券等の数」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主又は投資主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）の数を記載すること。
- e 「令第7条第1項第3号に該当する株券等の数」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。
- (21) 株券等の取引状況
- a 公開買付者（公開買付者が法人等である場合は、その取締役、監査役、理事、監事又はこれらに準ずる者を含む。）が届出日前60日間に取引した株券等の種類ごとの総数を記載すること。
- b 相対売買（相続及び贈与を含む。）がある場合には、株券等の種類ごとにその総数を内書きし、欄外に相手先及び当該相手先ごとの数を記載すること。
- (22) 当該株券等に関して締結されている重要な契約
- 公開買付者及びその特別関係者の所有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を法人格のない組合、社団等の業務執行組合員等として所有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。
- (23) 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約
- 公開買付者及びその特別関係者が届出日前に株券等の買付け等の予約を行っている場合又は株券等の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。）を行っている場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うこととなる株券等がある場合には、当該契約の内容、相手方、当該契約に係る株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（オプションにあっては、オプションの行使日）について記載すること。
- (24) 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容
- 最近の3事業年度における公開買付者と対象者又はその役員との間の重要な取引の有無及び内容を記載すること。
- (25) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容
- 公開買付者と対象者又はその役員との間の、公開買付けによる株券等の買付け等、買付け後の重要な資産の譲渡等に関する合意の有無及びその内容を記載するとともに、公開買付者が当該役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。
- 公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社とする会社その他の法人等である

- b 複数の者が共同して公開買付けを行う場合には、「(1) 公開買付者による株券等の所有状況」にはそれぞれの者について記載すること。
- c 「所有する株券等の数」欄には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって所有する（令第7条第3項第1号、第4号及び第5号に定める場合を含む。）株券等の数を記載すること。
- d 「令第7条第3項第2号に該当する株券等の数」欄には、金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株主又は投資主としての議決権を行使することができる権限又は議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する株券又は投資証券（所有権又は投資をするのに必要な権限を有するものを除く。）の数を記載すること。
- e 「令第7条第3項第3号に該当する株券等の数」欄には、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、投資をするのに必要な権限を有する株券等（所有権を有するものを除く。）の数を記載すること。
- (21) 株券等の取引状況
- a 公開買付者（公開買付者が法人等である場合は、その取締役、監査役、理事、監事又はこれらに準ずる者を含む。）が届出日前60日間に取引した株券等の種類ごとの総数を記載すること。
- b 相対売買（相続及び贈与を含む。）がある場合には、株券等の種類ごとにその総数を内書きし、欄外に相手先及び当該相手先ごとの数を記載すること。
- (22) 当該株券等に関して締結されている重要な契約
- 公開買付者及びその特別関係者の所有株券等に関する担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決めがある場合には、当該契約又は取決めの内容を記載すること。株券等を法人格のない組合、社団等の業務執行組合員等として所有している場合、共有している場合等には、その旨記載すること。
- (23) 届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約
- 公開買付者及びその特別関係者が届出日前に株券等の買付け等の予約を行っている場合又は株券等の売買取引に係るオプションの取得（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において買主としての地位を取得するものに限る。）及び付与（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該取引において売主としての地位を取得するものに限る。）を行っている場合で、届出書の提出日以降に買付け等を行うこととなる株券等がある場合には、当該契約の内容、相手方、当該契約に係る株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日（オプションにあっては、オプションの行使日）について記載すること。
- (24) 公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容
- 最近の3事業年度における公開買付者と対象者又はその役員との間の重要な取引の有無及び内容を記載すること。
- (25) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容
- 公開買付者と対象者又はその役員との間の、公開買付けによる株券等の買付け等、買付け後の重要な資産の譲渡等に関する合意の有無及びその内容を記載するとともに、公開買付者が当該役員に利益の供与を約した場合には、その内容を記載すること。

場合には、当該公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程を具体的に記載すること。利益相反を回避する措置を講じているときは、その具体的内容も記載すること。

(26) 対象者の状況

「2 株価の状況」及び「4 その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。

(27) 最近3年間の損益状況等

「損益の状況」欄には、百万円単位で記載することができる。

なお、株券等が投資証券である場合には、「損益の状況」欄中「売上高」とあるのは「営業収益」と、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」とあるのは「営業費用」と、「1株当たりの状況」欄中「1株当たり当期純損益」とあるのは「1口当たり当期純損益」と、「1株当たり配当額」とあるのは「1口当たり分配金額」と、「1株当たり純資産額」とあるのは「1口当たり純資産額」と読み替えて記載すること。

(28) 株価の状況

届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

- a 株式が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を注記すること。
- b 株式が法第76条に規定する店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている場合には、当該証券業協会の発表する相場を記載すること。
- c その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。
- d 投資口が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を注記すること。この場合において、「最高株価」とあるのは「最高1口価格」と、「最低株価」とあるのは「最低1口価格」と読み替えて記載すること。
- e a から d までのいずれにも該当しない場合であって、過去において a から d のいずれかに該当していたことがあるときは、該当していた期間のうち最近7月間の月別の相場を記載し、その旨を注記すること。

(29) 株主の状況

- a 届出日までに半期報告書又は臨時報告書（法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいう。）が提出され、これらの報告書に主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、それを「(2) 大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。
- b 株券等が投資証券である場合には、「所有者別の状況」欄中「株式の状況（1単元の株式数 株）」とあるのは「投資口の状況」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「所有株式数の割合」とあるのは「所有投資口数の割合」と、「大株主及び役員の所有株式の数」の「役員」欄中「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「発行済株式の総数に対する所有株式数の割合」とあるのは

(26) 対象者の状況

「2 株価の状況」及び「4 その他」を除き、対象者が提出した最近の有価証券届出書又は有価証券報告書によるものとし、当該有価証券届出書又は有価証券報告書の提出年月日を明示すること。

(27) 最近3年間の損益状況等

「損益の状況」欄には、百万円単位で記載することができる。

なお、株券等が投資証券である場合には、「損益の状況」欄中「売上高」とあるのは「営業収益」と、「売上原価」及び「販売及び一般管理費」とあるのは「営業費用」と、「1株当たりの状況」欄中「1株当たり当期純損益」とあるのは「1口当たり当期純損益」と、「1株当たり配当額」とあるのは「1口当たり分配金額」と、「1株当たり純資産額」とあるのは「1口当たり純資産額」と読み替えて記載すること。

(28) 株価の状況

届出日の属する月前6月間の月別及び届出日の属する月の初日から届出日の前日までの期間に区分して、次に掲げる事項を記載すること。

- a 株式が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を注記すること。
- b 株式が法第76条に規定する店頭売買有価証券として証券業協会に登録されている場合には、当該証券業協会の発表する相場を記載すること。
- c その他の銘柄で気配相場がある場合には、当該気配相場を記載し、その旨を注記すること。
- d 投資口が証券取引所に上場されている場合には、主要な1証券取引所の市場相場を記載し、当該証券取引所名を注記すること。この場合において、「最高株価」とあるのは「最高1口価格」と、「最低株価」とあるのは「最低1口価格」と読み替えて記載すること。
(新設)

(29) 株主の状況

- a 届出日までに半期報告書又は臨時報告書（法第24条の5第4項に規定する臨時報告書をいう。）が提出され、これらの報告書に主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。）及び役員の異動の記載がある場合には、それを「(2) 大株主及び役員の所有株式の数」に注記すること。
なお、商法等の一部を改正する法律（昭和56年法律第74号）附則第15条第1項の会社以外の会社にあつては本様式に準じて記載すること。
- b 株券等が投資証券である場合には、「所有者別の状況」欄中「株式の状況（1単元の株式数株）」とあるのは「投資口の状況」と、「株主数」とあるのは「投資主数」と、「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「所有株式数の割合」とあるのは「所有投資口数の割合」と、「大株主及び役員の所有株式の数」の「役員」欄中「所有株式数」とあるのは「所有投資口数」と、「発行済株式の総数に対する所有株式数の割合」とあるのは

は「発行済投資口の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替えて記載すること。この場合「所有者別の状況」欄中「単元未満株式の状況（株）」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。 c 「（２）の① 大株主」について、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。 d 「（２）の② 役員」について、会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を記載すること。 (30) その他 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報を記載すること。対象者について最近の有価証券届出書及び有価証券報告書に記載されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。	「発行済投資口の総数に対する所有投資口数の割合」と読み替えて記載すること。この場合「所有者別の状況」欄中「単元未満株式の状況（株）」及び「大株主及び役員の所有株式の数」の「大株主」欄の記載を省略すること。 c 「（２）の① 大株主」について、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市区町村名までを記載しても差し支えない。 d 「（２）の② 役員」について、会計参与設置会社であって会計参与が法人である場合には、「氏名」欄に名称を記載すること。 (30) その他 対象者について最近の有価証券届出書及び有価証券報告書に記載されていない重要な事実を知っている場合には、当該事実を記載すること。
---	---

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第118号）

改 正 案	現 行
第三号様式 【表紙】 【提出書類】 別途買付け禁止の特例を受けるための申出書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 平成 年 月 日 【申出者の氏名又は名称】（１） _____ 【申出者の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 証券取引法第２７条の５第２号の規定により、下記のとおり申出をいたします。 記 １ 【本申出書に係る公開買付けの内容】 （１）【公開買付者の氏名又は名称】 （２）【対象者名】 ２ 【公開買付者との関係】（２） ３ 【証券取引法第２７条の２第７項第２号に掲げる者に該当しない旨の誓約】（３） ４ 【公開買付者及びその特別関係者に対して株券等を譲渡しない旨及びこれらの者と共同して対象者の株主又は投資主としての権利を行使しない旨の誓約】（４） ５ 【公開買付者以外の者と共同して行う株券等の取得等の合意に関する事項】（５） （１） 【合意者の氏名又は名称】 （２） 【合意者の住所又は所在地】 （３） 【合意の内容】 ６ 【その他参考となるべき事項】（６） （記載上の注意） （１） 申出者の氏名又は名称 法第２７条の３０の５第１項の規定により申出書を書面で提出する場合には、併せて「申出者の氏名又は名称」の下に署名又は押印すること。 （２） 公開買付者との関係 公開買付者と申出者との間の法第２７条の２第７項第１号に規定する特別の関係の内容（例えば、公開買付者が総株主の議決権（法第５４条第１項第４号に規定する総株主の議決権をいう。）の２０％の議決権を所有する会社の監査役である旨）について具体的に記載すること。 （３） 法第２７条の２第７項第２号に掲げる者に該当しない旨の誓約 誓約の内容について明確に記載すること（例えば、公開買付者との関係において法第２７条の２第７項第２号に掲げる者に該当しない旨）。	第三号様式 【表紙】 【提出書類】 別途買付け禁止の特例を受けるための申出書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 平成 年 月 日 【申出者の氏名又は名称】（１） _____ 【申出者の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 証券取引法第２７条の５第２号の規定により、下記のとおり申出をいたします。 記 １ 【本申出書に係る公開買付けの内容】 （１）【公開買付者の氏名又は名称】 （２）【対象者名】 ２ 【公開買付者との関係】（２） ３ 【証券取引法第２７条の２第７項第２号に掲げる者に該当しない旨の誓約】（３） ４ 【公開買付者及びその特別関係者に対して株券等を譲渡しない旨及びこれらの者と共同して対象者の株主又は投資主としての権利を行使しない旨の誓約】（４） ５ 【公開買付者以外の者と共同して行う株券等の取得等の合意に関する事項】（５） （１） 【合意者の氏名又は名称】 （２） 【合意者の住所又は所在地】 （３） 【合意の内容】 ６ 【その他参考となるべき事項】（６） （記載上の注意） （１） 申出者の氏名又は名称 申出書を書面で提出する場合には、併せて「申出者の氏名又は名称」の下に署名又は押印すること。 （２） 公開買付者との関係 公開買付者と申出者との間の法第２７条の２第７項第１号に規定する特別の関係の内容（例えば、公開買付者が総株主の議決権（法第５４条第１項第４号に規定する総株主の議決権をいう。）の２０％の議決権を所有する会社の監査役である旨）について具体的に記載すること。 （３） <u>証券取引法</u>第２７条の２第７項第２号に掲げる者に該当しない旨の誓約 誓約の内容について明確に記載すること（例えば、公開買付者との関係において<u>証券取引法</u>第２７条の２第７項第２号に掲げる者に該当しない旨）。

(4) 公開買付者及びその特別関係者に対して株券等を譲渡しない旨及びこれらの者と共同して対象者の株主又は投資主としての権利を行使しない旨の誓約 本申出書の提出日以後公開買付者及びその特別関係者（法第27条の5第2号の規定による申出を行った特別関係者を除く。）に対して対象者の発行する株券等を譲渡しない旨及びこれらの者と共同して当該対象者の株主又は投資主としての議決権その他の権利を行使しない旨の誓約を記載すること。 (5) 公開買付者以外の者と共同して行う株券等の取得等の合意に関する事項 本申出書の提出日以後公開買付者以外の者と共同して対象者の発行する株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該対象者の株主又は投資主としての議決権その他の権利を行使すること又は当該対象者の発行する株券等の買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している者がある場合に、記載すること。 (6) その他参考となるべき事項 その他参考となるべき事項を明確に記載すること（例えば、申出者が法第27条の2第7項第2号に掲げる者に該当しない事を示す事実又は理由、本申出書提出後に予定している別途買付けがある場合のその内容）。	(4) 公開買付者及びその特別関係者に対して株券等を譲渡しない旨及びこれらの者と共同して対象者の株主又は投資主としての権利を行使しない旨の誓約 本申出書の提出日以後公開買付者及びその特別関係者（法第27条の5第2号の規定による申出を行った特別関係者を除く。）に対して対象者の発行する株券等を譲渡しない旨及びこれらの者と共同して当該対象者の株主又は投資主としての議決権その他の権利を行使しない旨の誓約を記載すること。 (5) 公開買付者以外の者と共同して行う株券等の取得等の合意に関する事項 本申出書の提出日以後公開買付者以外の者と共同して対象者の発行する株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該対象者の株主又は投資主としての議決権その他の権利を行使すること又は当該対象者の発行する株券等の買付け等の後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している者がある場合に、記載すること。 (6) その他参考となるべき事項 その他参考となるべき事項を明確に記載すること（例えば、申出者が法第27条の2第7項第2号に掲げる者に該当しない事を示す事実又は理由、本申出書提出後に予定している別途買付けがある場合のその内容）。
--	--

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第118号）

改 正 案	現 行
第四号様式 【表紙】 【提出書類】 意見表明報告書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 平成 年 月 日 【報告者の氏名又は名称】(1) _____ 【報告者の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【縦覧に供する場所】(2) 名称 _____ (所在地) _____ 1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】 2 【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】(3) 4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】(4) 5 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】(5) 6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】(6) 7 【公開買付者に対する質問】(7) 8 【公開買付期間の延長請求】(8) (記載上の注意) (1) 報告者の氏名又は名称 法第27条の30の5第1項の規定により意見表明報告書を書面で提出する場合には、併せて「報告者の氏名又は名称」の下に署名又は押印すること。 (2) 縦覧に供する場所 第33条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。 (3) 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由 a 意見の内容については、例えば「公開買付けに応募することを勧める。」、「公開買付けに応募しないことを勧める。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」、「意見の表明を留保する。」等わかりやすく記載すること。 b 根拠については、意思決定に至った過程を具体的に記載すること。 c 意見の理由については、賛否・中立を表明している場合にはその理由を、意見を留保する場合にはその時点において意見が表明できない理由及び今後表明する予定の有無等を具体的に記載すること。 d 公開買付者が対象者の役員、対象者の役員の依頼に基づき当該公開買付けを行う者であ	第四号様式 【表紙】 【提出書類】 意見表明報告書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 平成 年 月 日 【報告者の氏名又は名称】(1) _____ 【報告者の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【縦覧に供する場所】(2) 名称 _____ (所在地) _____ 1 【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】 (新設) 2 【当該公開買付けに関する意見の内容及び根拠】(3) 3 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】(4) 4 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】(5) (新設) (新設) (新設) (記載上の注意) (1) 報告者の氏名又は名称 法第27条の30の5第1項の規定により意見表明報告書を書面で提出する場合には、併せて「報告者の氏名又は名称」の下に署名又は押印すること。 (2) 縦覧に供する場所 第33条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。 (3) 当該公開買付けに関する意見の内容及び根拠 a 意見の内容については、例えば「公開買付けに応募することを勧める。」、「公開買付けに応募しないことを勧める。」、「公開買付けに対し中立の立場をとる。」等わかりやすく記載すること。 b 意見が取締役会又は役員会の決定に基づく場合には、その旨を記載すること。 c 意見を公表した場合には、公表日及び公表の方法について注記すること。 (新規)

<u>って対象者の役員と利益を共通にする者又は対象者を子会社とする会社その他の法人等である場合であって、利益相反を回避する措置を講じているときは、その具体的内容を記載すること。</u>	
(4) 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数 <u>役員が所有する当該公開買付けに係る株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数を記載すること。</u>	(4) 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数 <u>意見が取締役会又は役員会の決定に基づく場合以外には、当該意見を表明する役員の所有株券等の数に限り記載すること。</u>
(5) 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容 公開買付者又はその特別関係者（法第27条の5第2号の規定による申出を金融庁長官に行った者を除く。）が<u>報告者</u>に利益の供与を約している場合には、その内容を記載すること。	(5) 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容 公開買付者又はその特別関係者（<u>証券取引法</u>第27条の5第2号の規定による申出を金融庁長官に行った者を除く。）が<u>報告書</u>に利益の供与を約している場合には、その内容を記載すること。
(6) <u>会社の支配に関する基本方針に係る対応方針</u> <u>財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（いわゆる買収防衛策）等を行う予定の有無及び予定がある場合にはその内容を具体的に記載すること。</u>	(新規)
(7) <u>公開買付者に対する質問</u> <u>公開買付者に対して当該公開買付けに関する質問がある場合はその質問の内容を記載すること。ない場合には「該当事項なし」と記載すること。</u>	(新規)
(8) <u>公開買付期間の延長請求</u> <u>法第27条の3第1項の規定による公開買付開始公告に記載された買付け等の期間を政令で定める期間に延長することを請求する場合はその旨、法第27条の10第3項の規定による延長後の買付け等の期間が30日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）となる旨、延長後の期間の末日及び延長請求する理由を具体的に記載すること。請求しない場合には「該当事項なし」と記載すること。</u>	(新規)

○ 受益者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第118号）

改 正 案	現 行
第五号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付撤回届出書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 平成 年 月 日 【届出者の氏名又は名称】（１） _____ 【届出者の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【代理人の氏名又は名称】（２） _____ 【代理人の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【縦覧に供する場所】（３） _____ 名称 _____ （所在地） _____ 1 【公開買付けの内容】 （１）【対象者名】 （２）【買付け等に係る株券等の種類】 （３）【公開買付期間】 2 【撤回等の公告又は公表】（４） （１）【公告又は公表日】 （２）【公告掲載新聞名又は公表の方法】 3 【撤回等の理由】（５） 4 【株券等の返還方法】（６） （１）【株券等の返還方法及び返還場所】 （２）【返還の開始日】 （３）【株券等の返還を行う証券会社・銀行等の名称及び所在地】 （記載上の注意） （１） 届出者の氏名又は名称 複数の者が共同して公開買付けを行った場合には、それぞれの者について記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付撤回届出書を書面で提出する場合には、併せて「届出者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。）。 （２） 代理人の氏名又は名称	第五号様式 【表紙】 【提出書類】 公開買付撤回届出書 【提出先】 関東財務局長 【提出日】 平成 年 月 日 【届出者の氏名又は名称】（１） _____ 【届出者の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【代理人の氏名又は名称】（２） _____ 【代理人の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【縦覧に供する場所】（３） _____ 名称 _____ （所在地） _____ 1 【公開買付けの内容】 （１）【対象者名】 （２）【買付け等に係る株券等の種類】 （３）【公開買付期間】 2 【撤回等の公告又は公表】（４） （１）【公告又は公表日】 （２）【公告掲載新聞名又は公表の方法】 3 【撤回等の理由】（５） 4 【株券等の返還方法】（６） （１）【株券等の返還方法及び返還場所】 （２）【返還の開始日】 （３）【株券等の返還を行う証券会社・銀行等の名称及び所在地】 （記載上の注意） （１） 届出者の氏名又は名称 複数の者が共同して公開買付けを行った場合には、それぞれの者について記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付撤回届出書を書面で提出する場合には、併せて「届出者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。）。 （２） 代理人の氏名又は名称

非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この(2)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付撤回届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(3) 縦覧に供する場所

第33条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。

(4) 撤回等の公告又は公表

公告日及び公告掲載新聞名について記載し、公告の内容を記載した書面を本届出書に添付すること。法第27条の11第2項ただし書の規定により公表を行った場合には、公表日及び公表の方法について記載すること。

(5) 撤回等の理由

公開買付届出書において記載した撤回等の条件となる事情の発生を具体的に記載するとともに、当該事情の発生があったことを知るに足る書面がある場合には、当該書面を本届出書に添付すること。

当該撤回等の条件となる事情について第26条に規定する軽微基準が存在する場合には、当該軽微基準に該当しないことについて具体的に記載すること。

令第14条第1項第2号に掲げる事由により撤回等を行う場合には、同号イ又はロに定める決定がなされることを回避するために講じた方策について具体的に記載すること。

(6) 株券等の返還方法

応募に際し株券等を提供させた場合に記載すること。

非居住者が届出をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この(2)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付撤回届出書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。

(3) 縦覧に供する場所

第33条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。

(4) 撤回等の公告又は公表

公告日及び公告掲載新聞名について記載し、公告の内容を記載した書面を本届出書に添付すること。法第27条の11第2項ただし書の規定により公表を行った場合には、公表日及び公表の方法について記載すること。

(5) 撤回等の理由

公開買付届出書において記載した撤回等の条件となる事情の発生を具体的に記載するとともに、当該事情の発生があったことを知るに足る書面がある場合には、当該書面を本届出書に添付すること。

当該撤回等の条件となる事情について第26条に規定する軽微基準が存在する場合には、当該軽微基準に該当しないことについて具体的に記載すること。

(6) 株券等の返還方法

応募に際し株券等を提供させた場合に記載すること。

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第118号）

改 正 案	現 行																														
第六号様式 【表紙】 【提出書類】公開買付報告書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【報告者の氏名又は名称】（1） 【報告者の住所又は所在地】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【代理人の氏名又は名称】（2） 【代理人の住所又は所在地】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【縦覧に供する場所】（3） 名称 （所在地） 1 【公開買付けの内容】 （1）【対象者名】 （2）【買付け等に係る株券等の種類】 （3）【公開買付期間】 2 【買付け等の結果】 （1）【公開買付けの成否】（4） （2）【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】 （3）【買付け等を行った株券等の数】（5） <table><thead><tr><th>株券等の種類</th><th>株式に換算した応募数</th><th>株式に換算した買付数</th></tr></thead><tbody><tr><td>株券</td><td>（株）</td><td>（株）</td></tr><tr><td>新株予約権証券</td><td></td><td></td></tr><tr><td>新株予約権付社債券</td><td></td><td></td></tr><tr><td>株券等預託証券 （ ）</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数	株券	（株）	（株）	新株予約権証券			新株予約権付社債券			株券等預託証券 （ ）			第六号様式 【表紙】 【提出書類】公開買付報告書 【提出先】関東財務局長 【提出日】平成 年 月 日 【報告者の氏名又は名称】（1） 【報告者の住所又は所在地】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【代理人の氏名又は名称】（2） 【代理人の住所又は所在地】 【最寄りの連絡場所】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【縦覧に供する場所】（3） 名称 （所在地） 1 【公開買付けの内容】 （1）【対象者名】 （2）【買付け等に係る株券等の種類】 （3）【公開買付期間】 2 【買付け等の結果】 （1）【公開買付けの成否】（4） （2）【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】 （3）【買付け等を行った株券等の数】（5） <table><thead><tr><th>株券等の種類</th><th>株式に換算した応募数</th><th>株式に換算した買付数</th></tr></thead><tbody><tr><td>株券</td><td>（株）</td><td>（株）</td></tr><tr><td>新株予約権証券</td><td></td><td></td></tr><tr><td>新株予約権付社債券</td><td></td><td></td></tr><tr><td>株券等預託証券 （ ）</td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数	株券	（株）	（株）	新株予約権証券			新株予約権付社債券			株券等預託証券 （ ）		
株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数																													
株券	（株）	（株）																													
新株予約権証券																															
新株予約権付社債券																															
株券等預託証券 （ ）																															
株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数																													
株券	（株）	（株）																													
新株予約権証券																															
新株予約権付社債券																															
株券等預託証券 （ ）																															

合計		
(潜在株券等の数の合計)	—	()

【買付け等を行った後における株券等所有割合】(6)

区 分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個) (a)	
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数(個) (c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個) (d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数(個) (f)	
対象者の総株主の議決権の数(年 月 日現在)(個) (g)	
買付け等後における株券等所有割合 ((a + d) / (g + (b - c) + (e - f)) × 100 (%)	

【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】(7)

(記載上の注意)

あん分比例方式により買付け等を行う場合において、本報告書を提出する際に記載することが困難である事実がある場合には、本報告書を提出する時点で確定した事項のみ記載すること。この場合には、記載することができることとなった時点において訂正報告書を提出すること。

(1) 報告者の氏名又は名称

複数の者が共同して公開買付けを行った場合には、それぞれの者について記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付報告書を書面で提出する場合には、併せて「報告者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。)

合計		
(潜在株券等の数の合計)	—	()

【買付け等を行った後における株券等所有割合】(6)

区 分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個) (a)	
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数(個) (c)	
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個) (d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個) (e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数(個) (f)	
対象者の総株主の議決権の数(年 月 日現在)(個) (g)	
買付け等後における株券等所有割合 ((a + d) / (g + (b - c) + (e - f)) × 100 (%)	

【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】(7)

(記載上の注意)

あん分比例方式により買付け等を行う場合において、本報告書を提出する際に記載することが困難である事実がある場合には、本報告書を提出する時点で確定した事項のみ記載すること。この場合には、記載することができることとなった時点において訂正報告書を提出すること。

(1) 報告書の氏名又は名称

複数の者が共同して公開買付けを行った場合には、それぞれの者について記載すること(法第27条の30の5第1項の規定により公開買付報告書を書面で提出する場合には、併せて「報告者の氏名又は名称」の下にそれぞれの者が署名又は押印すること。)

- (2) 代理人の氏名又は名称
非居住者が報告をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この（2）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。)
- (3) 縦覧に供する場所
第33条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。
- (4) 公開買付けの成否
法第27条の13第4項第1号に掲げる条件を付している場合に、当該条件の成就又は不成就について記載すること。
- (5) 買付け等を行った株券等の数
a 株券等の数は、第8条の規定により換算することが必要となる株券等については株式に換算した数を、その他の株券については株式の数を、投資証券については投資口の数を記載すること。以下同じ。
(削除)
- b 株券等が株券である場合には、株式の種類ごとに記載すること。
また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、旧新株引受権証券等が含まれる場合には、区分して記載すること。
- c 「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること。
- d 株券等が投資証券である場合には、「株式に換算した応募数」とあるのは「応募数」と、「株式に換算した買付数」とあるのは「買付数」と読み替えて記載すること。
- (6) 買付け等を行った後における株券等所有割合
a 「対象者の総株主の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主の議決権（法第32条第5項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された総株主の議決権の数を記載しても差し支えない。
なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。
- b 株券等所有割合については小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁まで記載すること。
- (7) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
あん分比例方式により買付け等を行う場合に、その計算方法、計算過程及び計算の結果

- (2) 代理人の氏名又は名称
非居住者が報告をする場合に、本邦内に住所又は事務所を有するものであって、公開買付けに係る書類の提出に関する一切の行為につき公開買付者を代理する者（以下この（2）において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること（法第27条の30の5第1項の規定により公開買付報告書を書面で提出する場合には、併せて「代理人の氏名又は名称」の下に代理人（代理人が法人である場合には、その代表者）が署名すること。）。)
- (3) 縦覧に供する場所
第33条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。
- (4) 公開買付けの成否
法第27条の13第4項第1号に掲げる条件を付している場合に、当該条件の成就又は不成就について記載すること。
- (5) 買付け等を行った株券等の数
a 株券については株式の数を、その他のものについては第8条第2項の規定により株式に換算した数を記載すること。以下同じ。
- b 潜在株券等の数については、新株予約権証券、新株予約権付社債券及び株券等預託証券に係る数を記載すること。以下同じ。
- c 株券等が株券である場合には、株式の種類ごとに記載すること。
また、株券等が新株予約権証券又は新株予約権付社債券である場合において、旧新株引受権証券等が含まれる場合には、区分して記載すること。
- d 「株券等預託証券」の欄の括弧内には株券等預託証券の権利に係る対象株券等の種類を記載すること。
- e 株券等が投資証券である場合には、「株券」、「新株予約権証券」、「新株予約権付社債券」及び「株券等預託証券」欄の記載を省略し、「投資証券」欄を設けて記載すること。この場合「株式に換算した応募数」とあるのは「応募数」と、「株式に換算した買付数」とあるのは「買付数」と読み替えて記載すること。
- (6) 買付け等を行った後における株券等所有割合
a 「対象者の総株主の議決権の数」欄には、原則として、報告書提出日の総株主の議決権（法第32条第5項に規定する議決権をいう。）の数を記載すること。ただし、これがわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書に記載された総株主の議決権の数を記載しても差し支えない。
なお、株券等が投資証券である場合には、「株券等に係る議決権の数」とあるのは「投資証券に係る投資口の数」と、「議決権の数」とあるのは「投資口の数」と読み替えて記載すること。この場合「潜在株券等に係る議決権の数」及び「株券の権利を表示する株券等預託証券に係る議決権の数」欄の記載を省略すること。
- b 株券等所有割合については小数点以下3桁を四捨五入し小数点以下2桁まで記載すること。
- (7) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
あん分比例方式により買付け等を行う場合に、その計算方法、計算過程及び計算の結果

について詳細に記載すること。

について詳細に記載すること。

○ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二十二年大蔵省令第三十八号）

改 正 案	現 行
第八号様式 【表紙】 【提出書類】 対質問回答報告書 【提出先】 関東財務局長 【意見表明報告書受理日】（1） 平成 年 月 日 【提出日】 平成 年 月 日 【報告者の氏名又は名称】 _____ 【報告者の住所又は所在地】 _____ 【最寄りの連絡場所】 _____ 【電話番号】 _____ 【事務連絡者氏名】 _____ 【縦覧に供する場所】（2） 名称 _____ （所在地） _____ 1 【対象者名】 2 【質問に対する回答】（3） （記載上の注意） （1） 意見表明報告書受理日 当該公開買付けに対する意見表明報告書を対象者から受理した日を記載すること。 （2） 縦覧に供する場所 第33条第2項及び第3項の規定による縦覧について記載すること。 （3） 質問に対する回答 a 当該意見表明報告書に記載された質問とそれに対する回答を記載すること。 b 当該質問に対して回答する必要がないと認めた場合には、その理由を詳細に記載すること。 c 回答に至った経緯を時系列に記載すること。	（新設）